
銚子市
高齢者福祉計画・
第8期介護保険事業計画

令和3年3月

銚子市

は じ め に



少子高齢・人口減少社会の本格的な到来を迎え、本市においても、住み慣れた地域で高齢者を支えあうまちづくりは、主要課題の一つとなっています。

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者など、支援の必要度が高い方が増加し、また、ひきこもり等の問題を抱える「8050問題」をはじめとする生活困窮や障害福祉支援など、既存の制度や分野を超えて解決しなければならない多様化したニーズも増加しています。

これまで、地域包括ケアシステムの構築をはじめとした施策を推進してまいりましたが、高齢者を支える担い手である現役世代の減少が進むとされる 2040 年頃を見据える必要性も高まり、「地域共生社会の実現」を目指した包括的な支援体制整備の取組も求められています。

誰もが人生 100 年時代を迎える今、高齢者が地域社会の一員として生きがいのある充実した生活を送ることができ、そして、介護が必要な高齢者も、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、互いに支えあいながら生活できる地域づくりは引き続き重要な課題であります。

こうしたことから、高齢者を取り巻く環境を地域全体で考え、「みんなが支えあい すこやかに暮らせる 福祉のまちづくり」を目指し、さらなる地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、中長期的な視点から、高齢化率の上昇による介護ニーズが急増する時代を見据えた方向性も踏まえた計画と位置づけ、「銚子市高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画」を策定いたしました。

市民の皆様をはじめ関係団体、事業者などの方々との協働で推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご指導・ご協力をいただきました銚子市介護保険事業等運営協議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました多くの市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

銚子市長 越 川 信 一

I	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	3
(1)	法令等の根拠	3
(2)	計画の位置づけ	3
(3)	計画の策定体制	4
(4)	計画の推進体制	5
3	計画期間	6
4	日常生活圏域の設定	7
II	高齢者を取り巻く状況	8
1	人口等の概況	8
(1)	人口	8
(2)	世帯	9
(3)	高齢者のいる世帯	10
(4)	高齢者の居住環境	10
(5)	介護保険被保険者及び要支援・要介護認定者の状況	11
(6)	介護保険給付費の推移	12
2	市民等の関心、要望	13
(1)	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	13
(2)	在宅介護実態調査	17
(3)	介護サービス事業所等実態調査	20
3	人口等の将来推計	23
(1)	将来推計人口	23
(2)	将来推計人口（40歳以上）	24
4	第7期計画の取組と課題	25
III	基本的な考え方	29
1	基本理念と基本目標	29
(1)	基本理念	29
(2)	基本目標	29
2	基本施策	30
(1)	高齢者を支える社会基盤の整備	30
(2)	介護予防の推進と高齢者の生きがいづくり	30
(3)	尊厳ある暮らしの支援	30
(4)	介護サービスの充実と施設の整備	30
3	施策の体系	31

IV 施策の展開 32

<施策展開の背景>	32
1 高齢者を支える社会基盤の整備	34
(1) 地域包括支援センターの機能強化	34
(2) 在宅医療・介護連携の推進	36
(3) 地域ケア会議の推進	37
(4) 高齢者の住まいの安定的な確保	38
(5) 在宅生活の支援	39
(6) 地域における支えあいの推進	41
(7) 安心・安全なまちづくりの推進	43
(8) 地域包括ケアシステムを支えるための人材の確保と資質向上及び業務効率化 ..	46
2 介護予防の推進と高齢者の生きがいづくり	48
(1) 健康寿命延伸に向けた健康づくりの推進	48
(2) 介護予防・生活支援サービスの推進	51
(3) 生きがいづくりと社会参加への支援	54
(4) 高齢者の就労支援	55
3 尊厳ある暮らしの支援	56
(1) 認知症施策の推進	56
(2) 高齢者虐待への対応	57
(3) 成年後見制度への対応	57

V 介護保険サービスの見込みと介護サービス基盤の整備 58

1 被保険者数・要介護等認定者数の将来推計	59
2 介護等サービスの見込み	61
(1) 居宅サービス	61
(2) 地域密着型サービス	69
(3) 施設サービス	73
(4) 介護予防・日常生活支援総合事業	75
3 介護保険施設等の基盤整備	77
(1) 介護保険サービス事業所の現状	77
(2) 基盤整備の考え方	78
4 予防給付費・介護給付費の見込み	79
5 介護保険料	81
(1) 介護保険料算定に関わる標準給付費等の見込み	81
(2) 介護給付費の財源	82
(3) 介護保険料の設定	82
6 介護保険制度運営の充実	84
(1) 介護給付適正化	84
(2) 低所得者等の負担軽減	85

資料編 86

I 計画の策定にあたって

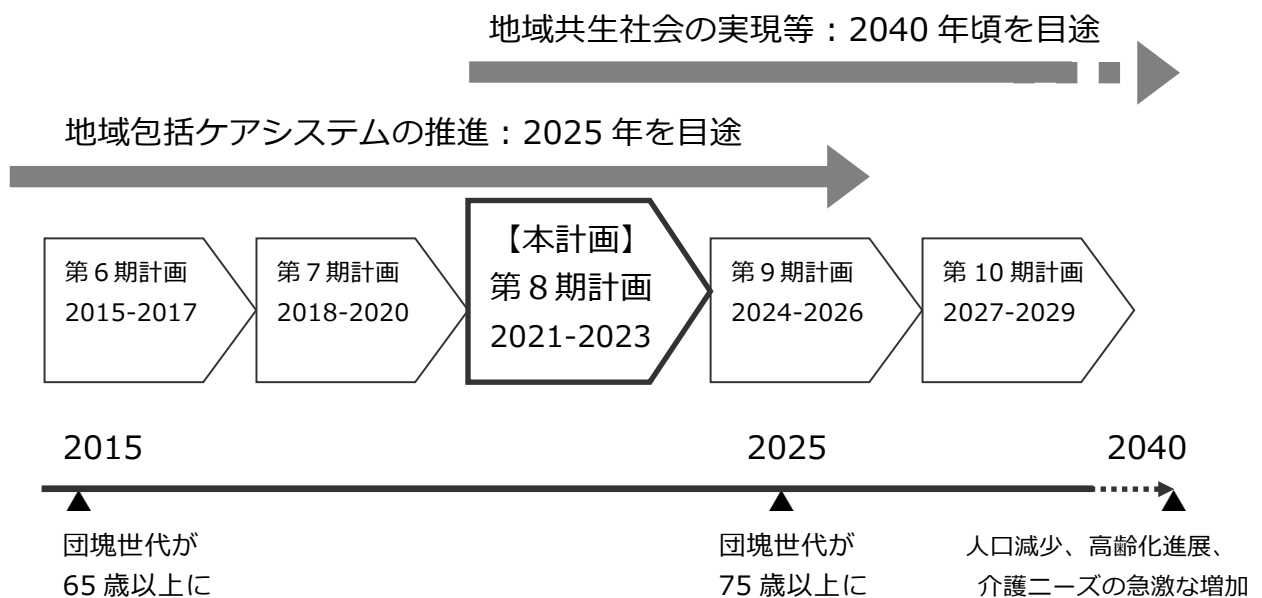
1 計画策定の趣旨

本市は、平成 30 年 3 月に「銚子市高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画」を策定し、『みんなが支えあい すこやかに暮らせる福祉のまちづくり』を基本理念として、住み慣れた地域で元気に安心して生活を送ることができるように、地域全体が高齢者を取り巻く課題を認識し、高齢者をはじめすべての市民が元気に、そして互いに支えあいながら生活できる銚子を目標に高齢者施策を推進しています。

第 8 期となる今回の介護保険事業計画においては、団塊の世代が 75 歳以上になり、高齢化が一段と進む令和 7 年（2025 年）に向けて、第 5 期から始まった『地域包括ケアシステム』の構築をさらに深化・推進させるとともに、さらなる長期的な視点のもと、令和 22 年（2040 年）に向け、総人口や現役世代人口が減少する反面、高齢化率は上昇の一途をたどるなかで、介護ニーズが急激に増加する時代を見据えた方向性についても、「地域共生社会の実現」等を踏まえ位置づける計画となります。

なお、計画の策定にあたっては、最近の事業動向や高齢者等の生活状況・意向の実態把握を行い、高齢者保健福祉施策のさらなる推進へとつなげていきます。

◇中・長期を見据えた第 8 期介護保険事業計画の位置づけ



資料：厚生労働省「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等をもとに作成

＜改正動向等への対応＞

地域包括ケアシステムについて、令和 7 年（2025 年）を目途として取組が進む一方で、さらなる長期的な視点に基づく取組として、高齢者世代を支える担い手である現役世代の減少が進む令和 22 年（2040 年）頃を見据える必要性も高まってきました。こうした背景のもと、「地域共生社会の実現」を目指し、人口構造の変化等に対応した取組を進めるため、令和 2 年（2020 年）6 月、介護保険法等の改正が行われました。（令和 3 年（2021 年）4 月施行）

多様な福祉ニーズを想定し、社会福祉法等とともに改正が実施された内容については、次のようになっており、今後、法改正等に基づく具体的な取組について、適宜対応していく必要があります。

＜参考＞ 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）の概要

項 目	内 容
改正の趣旨	地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。
改正の概要	1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 5. 社会福祉連携推進法人制度の創設

2 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

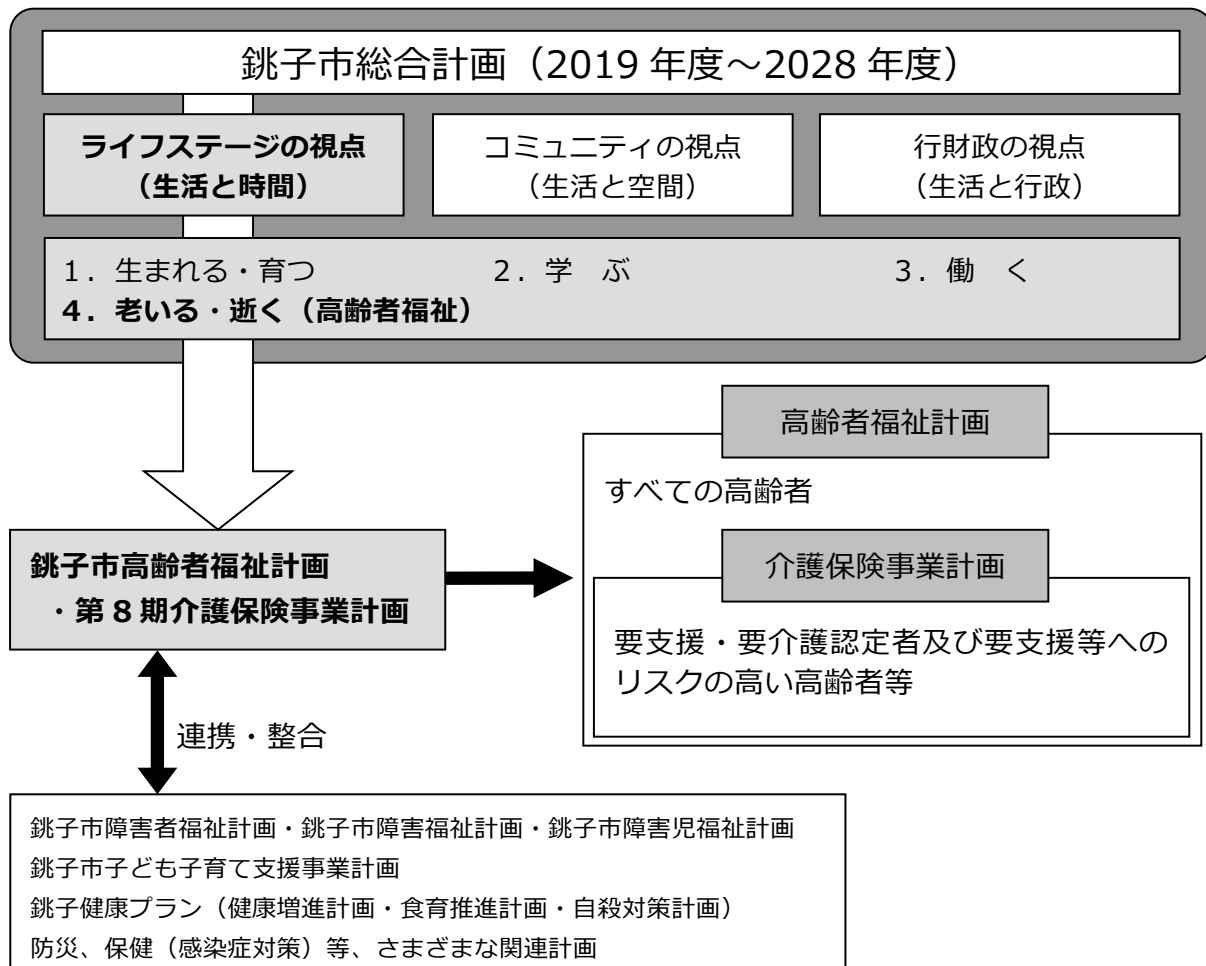
高齢者福祉計画は、老人福祉法（第 20 条の 8）、介護保険事業計画は、介護保険法（第 117 条）の規定に基づくものです。高齢者の福祉施策の総合的推進を図るため、一体的な計画として策定します。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、「銚子市総合計画（2019 年度～2028 年度）」の高齢者に関する分野と関わりのあるものです。

また、本計画は、障害者等の福祉計画をはじめとする市の関連計画、国や県の関連計画との連携・整合を図りながら策定、推進します。

◇計画の位置づけ



(3) 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、介護保険法第 116 条第 1 項の規定に基づき国が定める基本指針により、様々な意見などを反映することとしています。

ア 計画の策定機関

被保険者代表をはじめ、保健・医療・福祉関係機関の代表者や学識経験者、サービス事業者等からなる『銚子市介護保険事業等運営協議会』において、介護保険事業等の実情を踏まえ、計画策定に関わる協議を重ねました。

イ アンケート調査の実施

令和元年度に要介護認定を受けていない高齢者の生活実態や高齢者リスクを把握するため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、在宅での介護状況を把握する「在宅介護実態調査」を実施しました。

また、令和2年度には、介護サービス事業所を対象とした、「介護サービス事業所等実態調査」を実施し、本市の高齢者を取り巻くさまざまな状況やニーズの把握を行いました。

ウ パブリックコメントの実施

本計画の素案について広く市民の意見を聞き、本計画に反映していくために、令和3年1月5日（火）から令和3年1月19日（火）までパブリックコメントを実施しました。

(4) 計画の推進体制

本計画に関する進捗状況の管理や取組に関する成果の確認、介護保険サービス事業者の提供するサービスの内容については、『銚子市介護保険事業等運営協議会』において定期的に点検・評価します。

また、関係する機関との緊密な情報交換と連携に努め、効果的・効率的な計画の推進を図ります。

地域包括支援センターの設置・運営については、『銚子市地域包括支援センター運営協議会』、地域包括ケアシステム構築に向けたあり方については、『銚子市地域包括ケアシステム推進会議』、地域密着型サービスの指定等については、『銚子市地域密着型サービス運営委員会』のなかでそれぞれ協議、検討します。

◇本計画の進行管理

- ① 計画の全体的な進捗状況
 - ・進捗状況を必要に応じて点検し、計画年度内の達成状況を考察
- ② 関係各課の事業の推進及び連携状況の評価
 - ・事業達成状況と進捗状況の点検
 - ・庁内の連携・総合的な推進の考察
- ③ 介護保険サービス事業者の提供するサービスの内容及び相互連携の評価
 - ・サービス事業者の提供するサービスの質や量
 - ・サービス提供事業者間の連携状況の評価
- ④ 市民及び利用者のサービスに対する評価
 - ・市民の満足度や要望等の点検

3 計画期間

本計画は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 か年を期間とします。

地域包括ケアシステム構築に向けた取組を一層本格化させ、次期計画につなげるとともに、団塊世代が 75 歳になる令和 7 年（2025 年）や、担い手世代が急減すると見込まれる令和 22 年（2040 年）頃を見通した計画となります。

◇計画の期間

	平成30 年度 (2018)	平成31 (令和元) 年度 (2019)	令和2 年度 (2020)	令和3 年度 (2021)	令和4 年度 (2022)	令和5 年度 (2023)	備 考
第7期 計画	■	■	■				平成 30～ 令和 2 年度
第8期 計画 (本計画)			□ 見直し	■	■	■	令和 3 ～ 5 年度 (地域包括ケアシステム の深化・推進、及び 2040 年の長期的な視 点も踏まえる。)
第9期 計画 (予定)						□ 見直し	令和 6 ～ 8 年度

4 日常生活圏域の設定

平成18年度より、市全域を市民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情等の社会的要因と介護保険給付対象サービスを提供するための施設整備状況等を勘案して区分けし、日常生活圏域として設定しています。

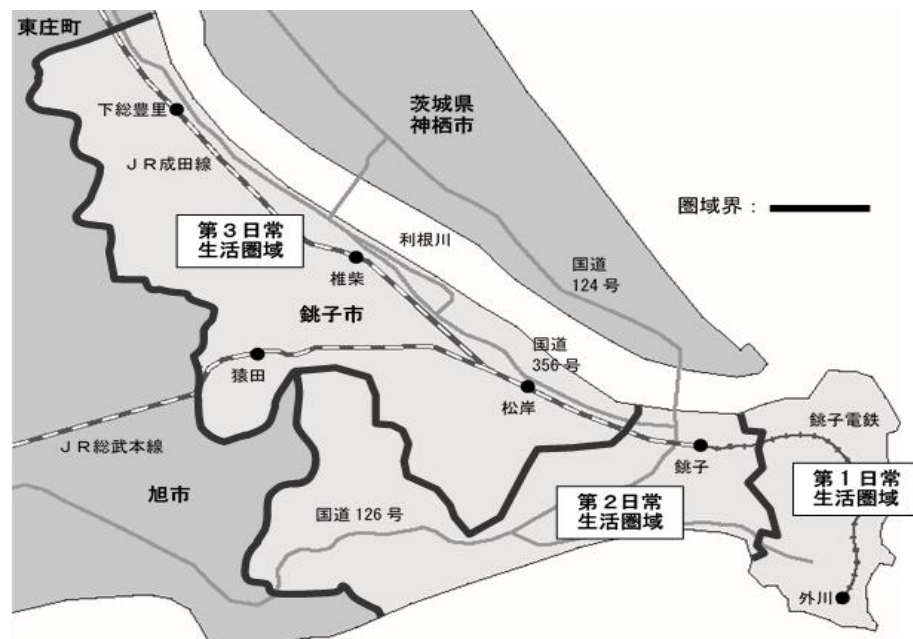
本市においては、小学校区など従来からの行政区としてのまとまりや、道路・交通網などサービスを利用する際の便利さ、地区社会福祉協議会など住民組織のまとまりの3つの視点から、市の区域を3つの日常生活圏域に区分しています。

日常生活基盤と密接な関係にあるサービス事業所については、それぞれの生活圏域ごとに地域の特性を踏まえて整備します。

◇日常生活圏域の区域区分

圏域	町丁名
第1日常生活圏域	外川町1・2・3・4・5丁目 外川台町 長崎町 犬吠埼 君ヶ浜 犬若 潮見町 高神東町 高神西町 天王台 高神原町 小畑町 小畑新町 名洗町 川口町1・2丁目 植松町 明神町1・2丁目 笠上町 黒生町 海鹿島町 榊町 愛宕町 清水町 幸町1・2丁目 弥生町1・2丁目 本町 仲町 通町 橋本町 港町
第2日常生活圏域	粟島町 内浜町 竹町 和田町 田中町 新地町 浜町 後飯町 飯沼町 東町 馬場町 南町 陣屋町 前宿町 新生町1・2丁目 中央町 末広町 双葉町 妙見町 台町 東芝町 西芝町 栄町1・2・3・4丁目 若宮町 大橋町 三軒町 唐子町 清川町1・2・3・4丁目 八幡町 東小川町 西小川町 南小川町 北小川町 春日町 春日台町 上野町 三崎町1・2・3丁目 松本町1丁目 長塚町6・7丁目 松岸見晴台 垣根見晴台 見晴台 新町 八木町 小浜町 親田町 常世田町
第3日常生活圏域	今宮町 松本町2・3・4・5・6丁目 本城町1・2・3・4・5・6丁目 長塚町1・2・3・4・5丁目 松岸町1・2・3・4丁目 垣根町1・2丁目 柴崎町1・2・3・4・5・6・7丁目 四日市場町 四日市場台 余山町 三宅町1・2・3丁目 赤塚町 高野町 芦崎町 高田町1・2・3・4・5・6・7丁目 岡野台町1・2・3・4丁目 三門町 中島町1・2丁目 正明寺町 船木町 白石町 野尻町 小船木町1・2丁目 塚本町 忍町 猿田町 茶畑町 長山町 小長町 富川町 森戸町 笹本町 豊里台1・2・3丁目 桜井町 諸持町 宮原町

◇日常生活圏域図



Ⅱ 高齢者を取り巻く状況

1 人口等の概況

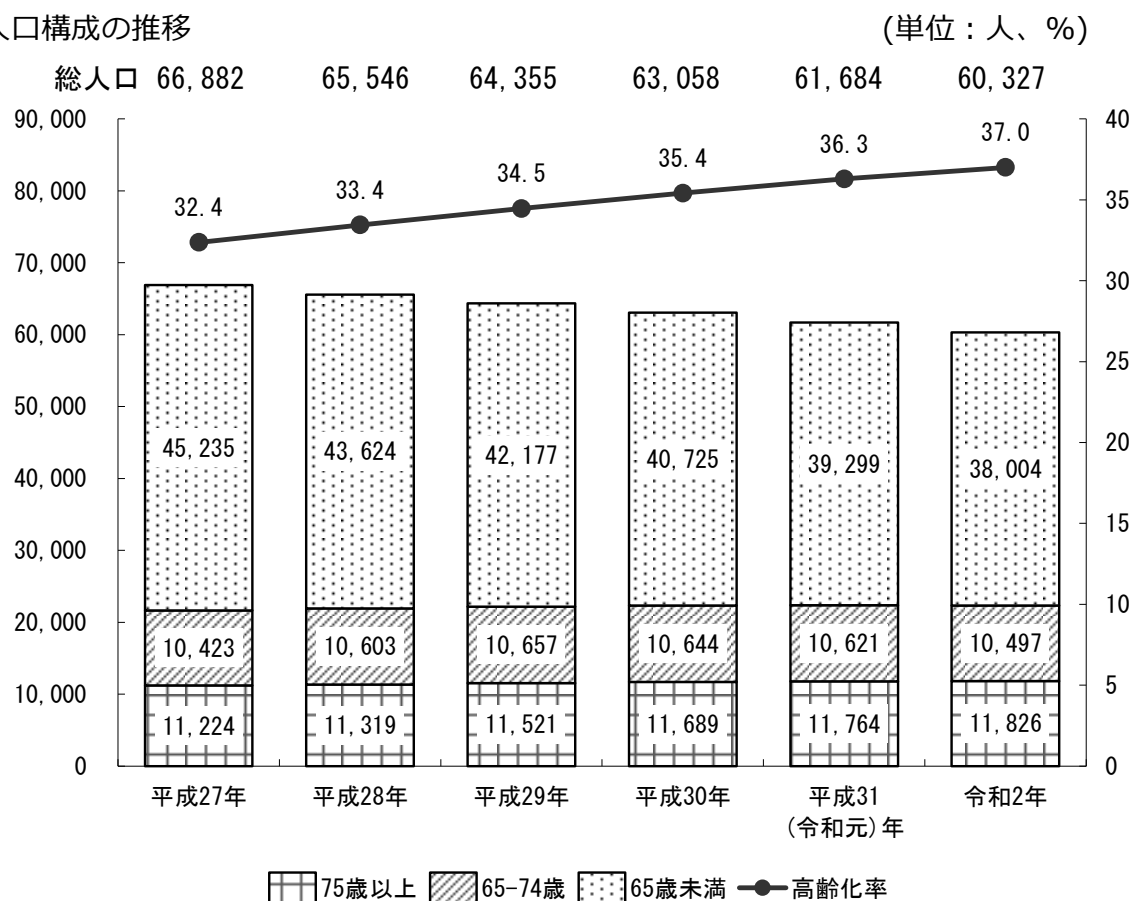
(1) 人口

住民基本台帳による本市の人口は、平成 27 年の 66,882 人から、令和 2 年には 60,327 人となっており、減少傾向が続いています。

年齢別の人口構成では、0～14 歳及び 15～64 歳人口が減少し、65 歳以上人口が増加する傾向にあり、少子高齢化の進行が見られます。

高齢化率は、37.0%（令和 2 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口）で、全国 27.9%（同）・千葉県 26.9%（同）に比べ高い状況です。また、75 歳以上の割合は 19.6%となっています。

◇人口構成の推移



資料：住民基本台帳（各年 1 月 1 日現在）

◇人口構成の推移

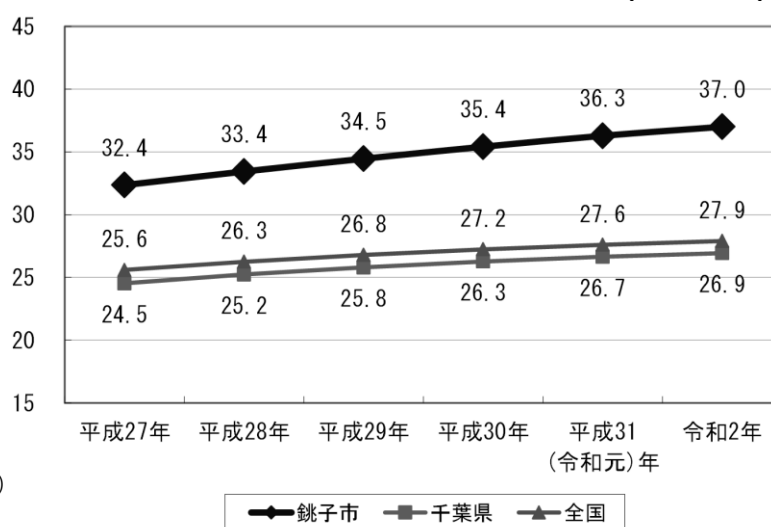
(単位 人、%)

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31 (令和元)年	令和2年
実数	総人口	66,882	65,546	64,355	63,058	61,684	60,327
	0～14 歳	6,183	5,890	5,618	5,335	5,077	4,802
	15～64 歳	39,052	37,734	36,559	35,390	34,222	33,202
	65 歳以上	21,647	21,922	22,178	22,333	22,385	22,323
	75 歳以上	11,224	11,319	11,521	11,689	11,764	11,826
構成比	総人口	100	100	100	100	100	100
	0～14 歳	9.2	9.0	8.7	8.5	8.2	8.0
	15～64 歳	58.4	57.6	56.8	56.1	55.5	55.0
	65 歳以上	32.4	33.4	34.5	35.4	36.3	37.0
	75 歳以上	16.8	17.3	17.9	18.5	19.1	19.6

資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

◇高齢化率（65歳以上人口構成比）の比較

(単位：%)

資料：住民基本台帳
（各年1月1日現在）

(2) 世帯

住民基本台帳による本市の世帯数は、令和2年には27,220世帯となっており、緩やかな減少傾向で推移しています。

人口・世帯ともに減少傾向にあるなかで、1世帯あたりの平均世帯人員は、平成27年の2.4人から、令和2年には2.2人へと減少しています。

◇世帯の推移

(単位：世帯、人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31 (令和元)年	令和2年
世帯数	27,857	27,693	27,552	27,479	27,373	27,220
総人口(再掲)	66,882	65,546	64,355	63,058	61,684	60,327
平均世帯人員	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3	2.2

資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(3) 高齢者のいる世帯

高齢者のいる世帯は増加しており、平成27年の国勢調査では全体の半数を超えています。また、単身世帯・夫婦世帯が実数、構成比ともに増加しており、今後もこうした傾向が続くことも想定されるため、世帯状況の把握とともに、支援体制を確保していくことが課題となります。

本市の高齢者全体に占める単身世帯の高齢者の割合については、15.9%となっており、千葉県全体の16.3%をわずかに下回るものの、香取海匝保健福祉圏域の平均を上回る値となっています。

◇高齢者のいる世帯状況 (単位：世帯、%)

	世帯			構成比		
	平成17年	平成22年	平成27年	平成17年	平成22年	平成27年
総世帯数	26,812	27,007	26,203	100.0	100.0	100.0
高齢者のいる世帯	12,865	13,499	14,169	48.0	50.0	54.1
単身世帯	2,350	2,891	3,434	8.8	10.7	13.1
夫婦世帯	2,133	2,968	3,353	8.0	11.0	12.8
同居世帯	8,382	7,640	7,382	31.3	28.3	28.2

資料：平成27年国勢調査

◇単身世帯高齢者の割合 (単位：人、%)

	単身世帯高齢者数	高齢者数（65歳以上）	高齢者全体に占める割合
銚子市	3,434	21,627	15.9
香取海匝保健福祉圏域	11,149	89,471	12.5
千葉県	258,253	1,584,419	16.3

資料：平成27年国勢調査（県・圏域の値は、千葉県高齢者保健福祉計画）

(4) 高齢者の居住環境

高齢者のいる世帯の住居状況を見ると、持ち家で生活している高齢者が91.0%となっており、持ち家率は高い状況です。また、持ち家以外では、民営の借家が5.1%となっています。

◇高齢者のいる世帯の住居状況 (単位：世帯、%)

		世帯数	構成比
高齢者のいる一般世帯		14,169	100.0
住宅に住む一般世帯	持ち家	12,890	91.0
	公営・公団・公社の借家	428	3.0
	民営の借家	729	5.1
	給与住宅	27	0.2
	間借り	64	0.5
住宅以外に住む一般世帯		31	0.2

資料：平成27年国勢調査

(5) 介護保険被保険者及び要支援・要介護認定者の状況

本市の介護保険被保険者数は、第1号被保険者数（65歳以上）は横ばいで推移していますが、第2号被保険者数（40～64歳）が減少傾向であるため、全体では減少傾向となっています。

しかし、要支援・要介護認定者数については、平成27年度は3,631人でしたが、令和2年度には4,144人となり増加傾向です。

これにより、第1号被保険者の要支援・要介護認定率については、平成27年度の16.3%から、令和2年度には18.2%となっており、増加傾向で推移しています。

◇介護保険被保険者数の推移

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総数	44,127	43,913	43,496	42,950	42,334	41,747
第1号被保険者数	21,726	22,070	22,212	22,313	22,285	22,288
第2号被保険者数	22,401	21,843	21,284	20,637	20,049	19,459

資料：介護保険事業状況報告月報（各年9月末）

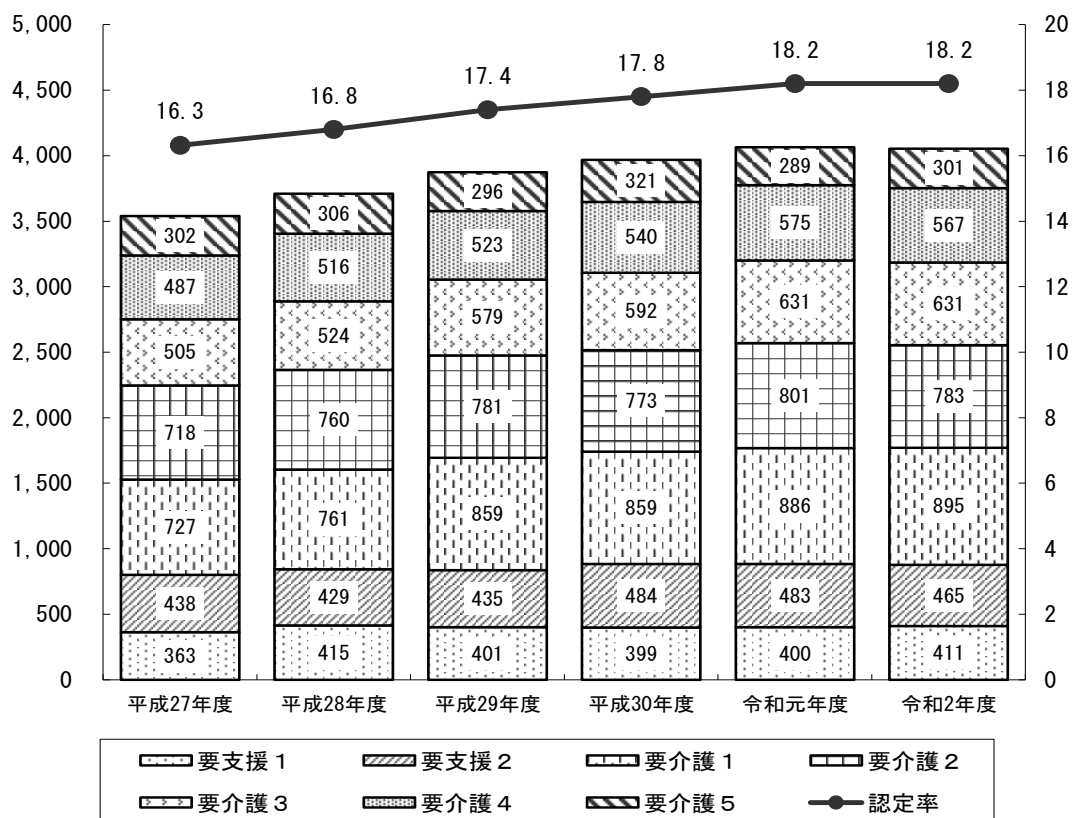
◇要支援・要介護認定者数の推移

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総数	3,631	3,798	3,964	4,044	4,151	4,144
要支援 1	367	417	402	401	403	417
要支援 2	451	439	445	492	491	472
要介護 1	740	776	882	875	908	917
要介護 2	745	787	806	792	819	805
要介護 3	519	537	594	608	650	649
要介護 4	496	526	532	548	585	575
要介護 5	313	316	303	328	295	309
うち第1号被保険者数	3,540	3,711	3,874	3,968	4,065	4,053
要支援 1	363	415	401	399	400	411
要支援 2	438	429	435	484	483	465
要介護 1	727	761	859	859	886	895
要介護 2	718	760	781	773	801	783
要介護 3	505	524	579	592	631	631
要介護 4	487	516	523	540	575	567
要介護 5	302	306	296	321	289	301

資料：介護保険事業状況報告月報（各年9月末）

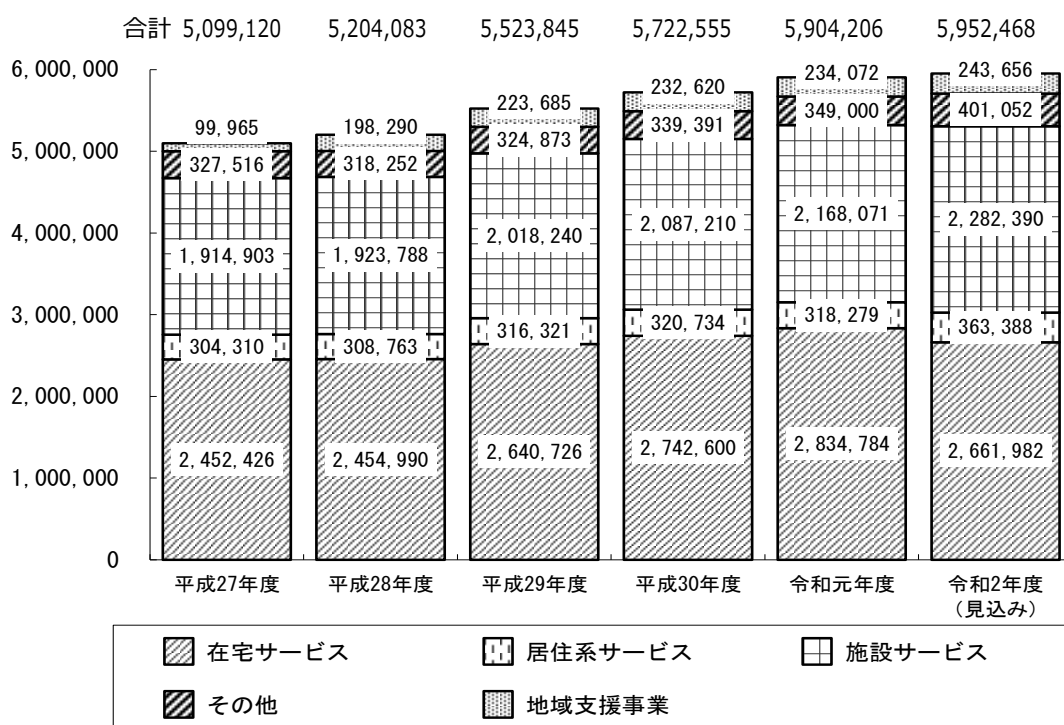
◇要支援・要介護認定者数／認定率の推移（第1号被保険者のみ）（単位：人、％）



（6）介護保険給付費の推移

本市の介護保険給付費及び地域支援事業費は、増加傾向で推移しています。また、サービス種別ごとに見ても、年度ごとに増減を経つつも、長期的には増加傾向となっています。

◇保険総給付費及び地域支援事業費の推移（単位：千円）



2 市民等の関心、要望

本計画を策定するにあたり、高齢者等の状況及び介護保険事業の運営に関する基礎的な情報の一つとして、実態調査（アンケート）を実施しています。

各調査の概要は、それぞれ次のとおりです。

（１）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

【調査の概要】

調査の背景と目的	要介護状態になる前の高齢者リスクや社会参加状況を把握した情報を地域診断に活用することで地域の抱える課題を特定し、介護予防・日常生活支援総合事業の管理及び運営に活用するとともに、銚子市第8期介護保険事業計画における介護予防・日常生活支援総合事業にかかる部分の策定に活用することを目的としています。
調査方法	調査対象：65歳以上の一般高齢者 要支援認定を受けている65歳以上高齢者 実施時期：令和2年1月～2月 調査票の配付・回収方法：郵送による配付・回収
回収結果	配付数：3,000票 有効回収数：2,280票 有効回収率：76.0%

【調査結果の概要】

<運動器機能リスクの改善（3年前との比較）>

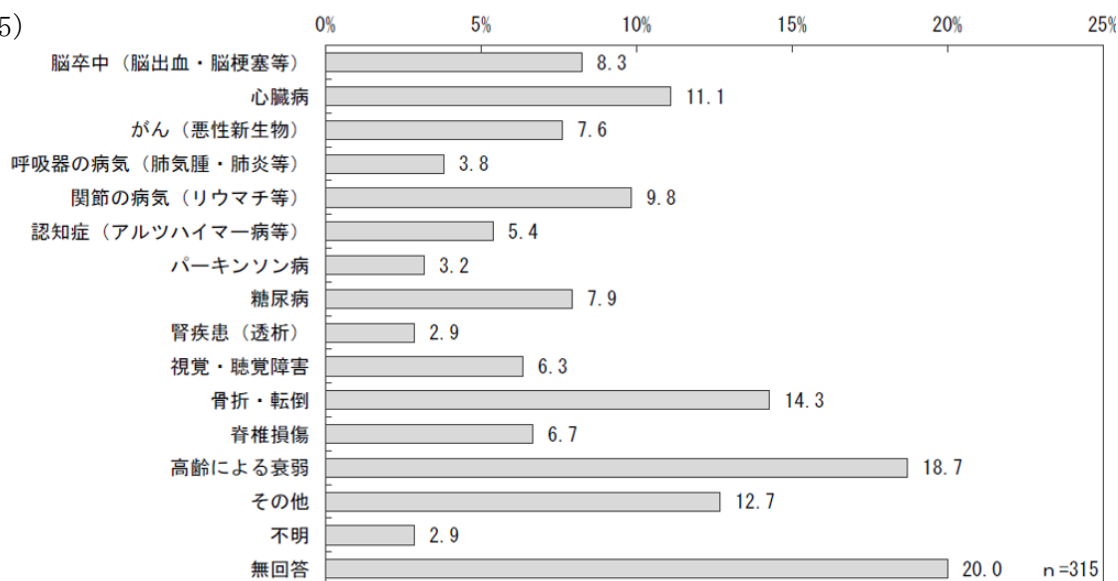
運動器機能の低下が見られる方（リスク該当者）の割合は回答者全体の15.0%となっており、前回（3年前）の30.0%から減少（改善）しています。

（運動器機能リスクの該当者：以下の5設問のうち、3問以上が該当する方）

運動器機能リスクを判定する5つの設問	該当する選択肢
階段を手すりや壁をつたわず上っていますか	3. できない
椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	3. できない
15分ぐらい続けて歩いていますか	3. できない
過去1年間に転んだ経験がありますか	1. 何度もある 2. 1度ある
転倒に対する不安は大きいですか	1. とても不安である 2. やや不安である

<介護・介助が必要になった主な原因>

(n=315)



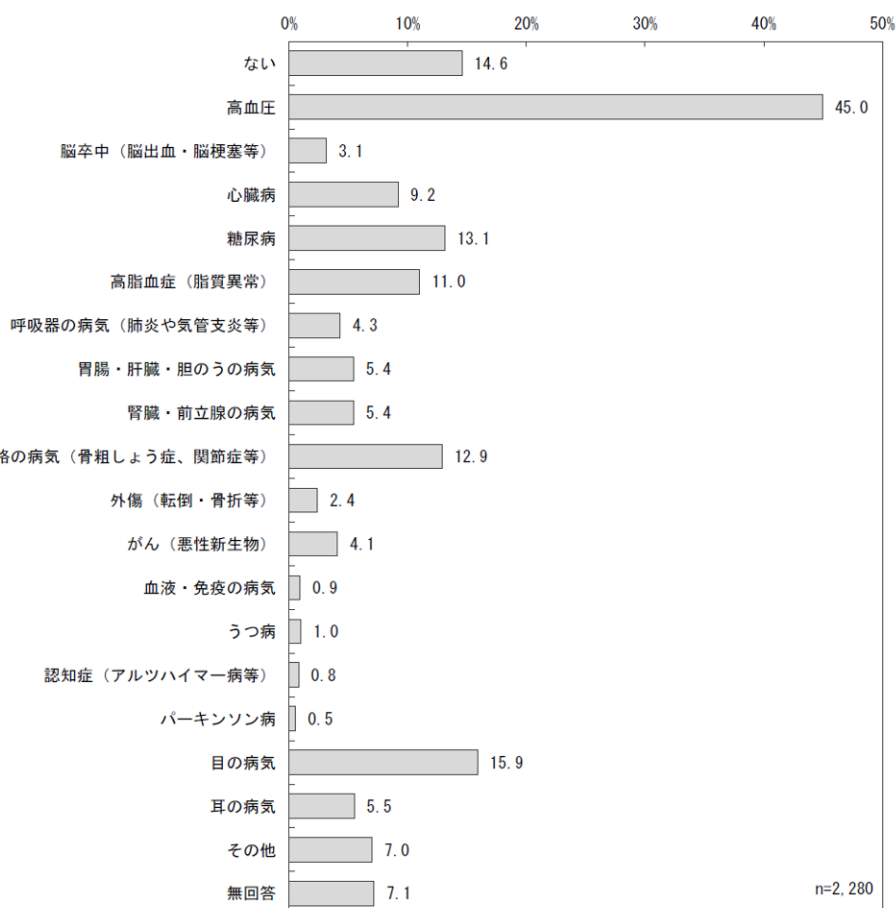
「高齢による衰弱」が多く、それ以外では、「骨折・転倒」「心臓病」「関節の病気」「脳卒中」「糖尿病」などが挙がっています。

<治療中・後遺症のある病気>

(n=2,280)

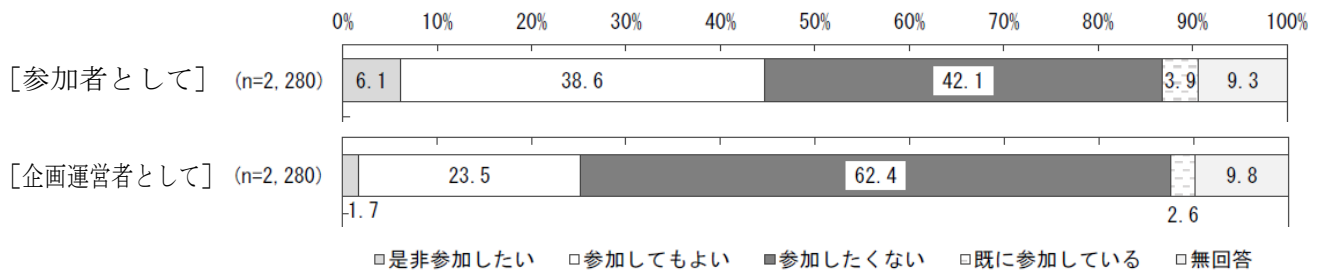
「高血圧」が非常に多くなっています。

疾病やその原因等を踏まえた対応、健康づくりを進めていく必要があります。



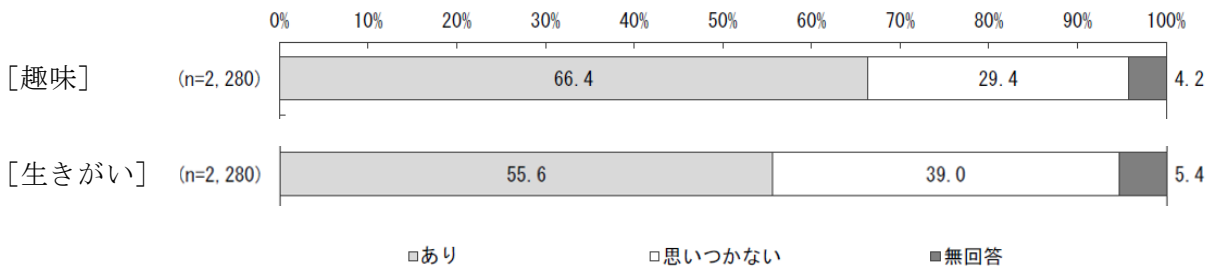
＜地域活動への参加意向＞

(n=2,280)



地域活動に対しては、「参加者として」は半数程度、企画運営者としては2割台の方が、それぞれ参加意向を持っています。日常的な活動の促進により、交流や健康づくり等につなげていく必要があります。

＜趣味や生きがい＞ (n=2,280)



趣味や生きがいの具体例：上位5回答

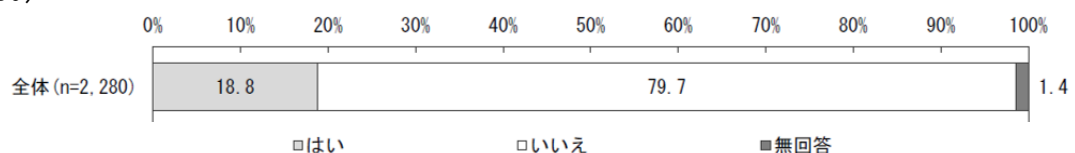
	趣味	生きがい
1位	園芸（庭木の手入れ、畑、家庭菜園等）	孫や子どもの世話、成長
2位	手芸（編み物、洋裁等）	趣味
3位	読書	仕事、働くこと
4位	旅行	旅行
5位	歌うこと（コーラス、合唱、カラオケ含む）	家族の世話

（記述回答の内容を集計したもの）

趣味や生きがいについては、半数以上の方が「あり」と回答しています。趣味では「園芸」、「手芸」、生きがいでは「孫や子の世話、成長」などが多く挙がっています。心身を通じた健康づくりや介護予防、自立支援のためには、好きなことに取り組んだり、日常的な習慣としての活動がもたらす効果は大きく、こうした活動を促進していく必要があります。

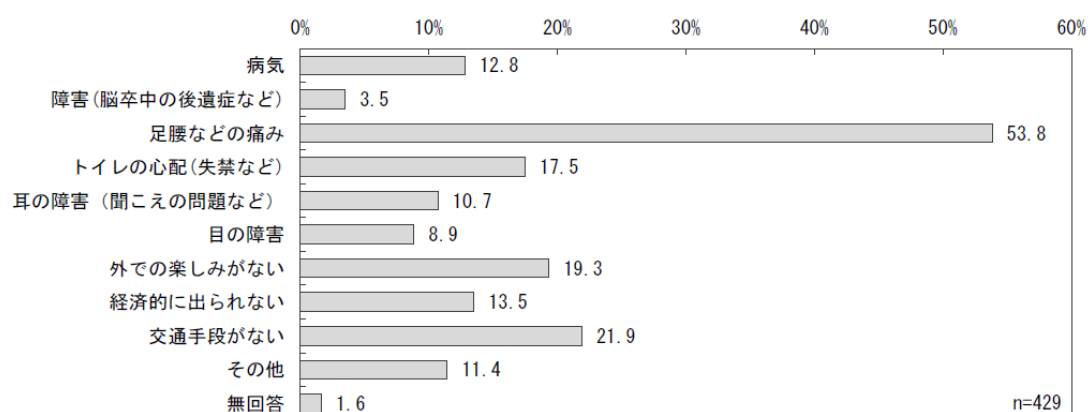
＜外出を控えているか＞

(n=2,280)



<外出を控える理由>

(n=429)



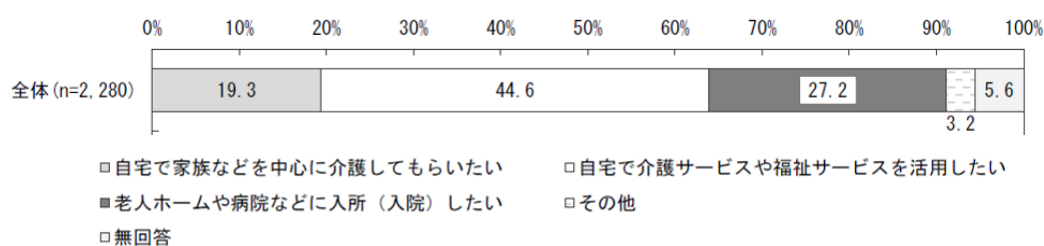
日常生活で、外出を控えることがある方は、全体の2割程度となっています。

外出を控えることがある方の理由としては、「足腰などの痛み」を挙げる回答が多くなっています。また、これに次ぐのが「交通手段がない」「外での楽しみがない」「トイレの心配」などとなっています。

体の痛みが外出を思いとどまらせる主な原因となっており、負担感の軽減に向けた、日常的な健康づくり活動等についても促進する必要があります。

<介護が必要となった場合の暮らし方>

(n=2,280)



自宅での介護を希望する方が約6割と多くなっています。

家族による介護や介護サービス等を利用しながら、在宅での介護がしやすくなるような環境づくりが必要です。

(2) 在宅介護実態調査

【調査の概要】

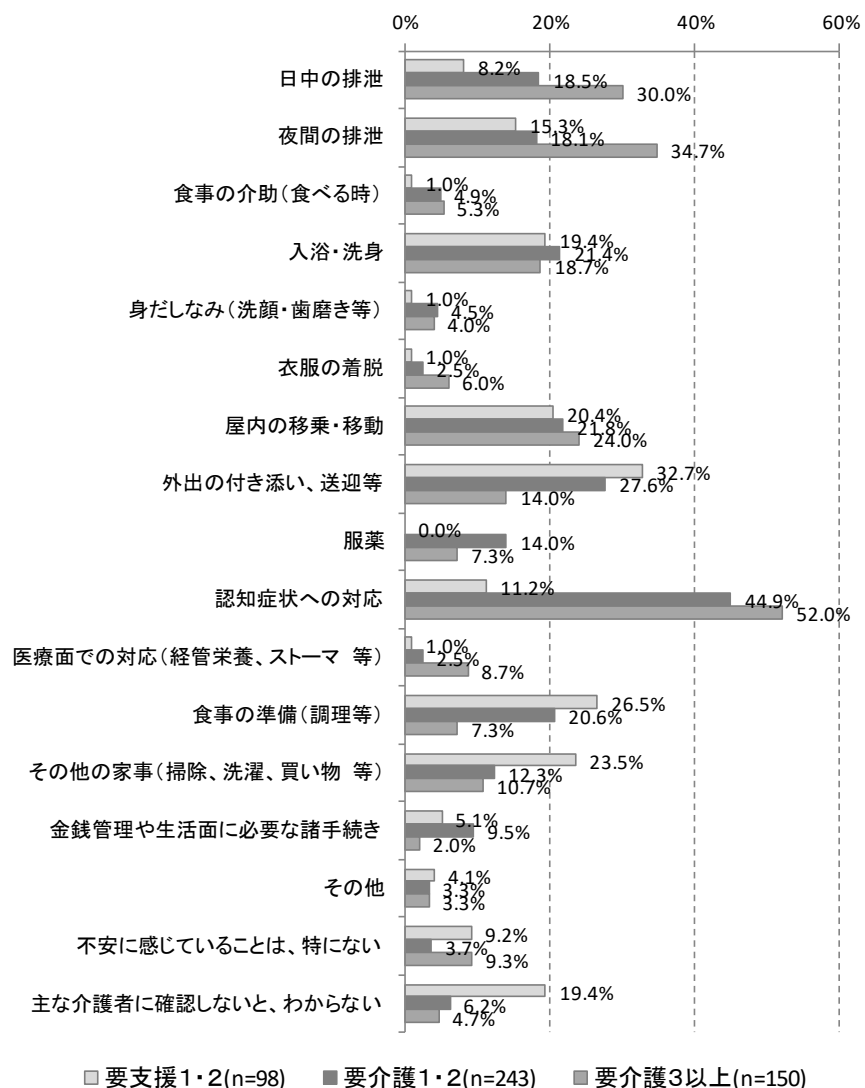
調査の目的	第8期介護保険事業計画において、これまでの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点も盛り込み、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスのあり方の把握方法等を検討することを目的としています。
調査方法	調査対象：在宅で生活している要支援・要介護者のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」をし、対象期間中に認定調査を受けた方 実施時期：平成31年1月～令和2年3月 調査票の配付・回収方法：認定調査員による対面調査
回収結果	配付数：588票（対象数） 有効回収票数：588票 有効回収率：100.0%

【調査結果の概要】

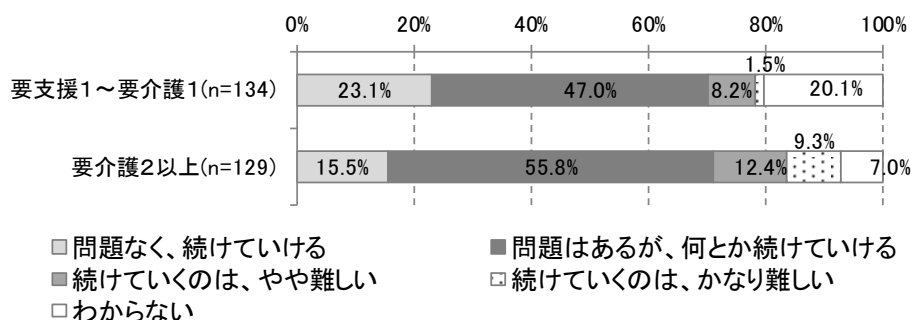
<要介護度別・介護者が不安に感じる介護>

重度の方では、「認知症状への対応」や「夜間の排泄」などが不安に感じる大きな要素となっています。

在宅介護支援にあたっては、こうしたニーズも踏まえて進めていく必要があります。



<要介護度別・就労継続見込み（フルタイム勤務＋パートタイム勤務）>

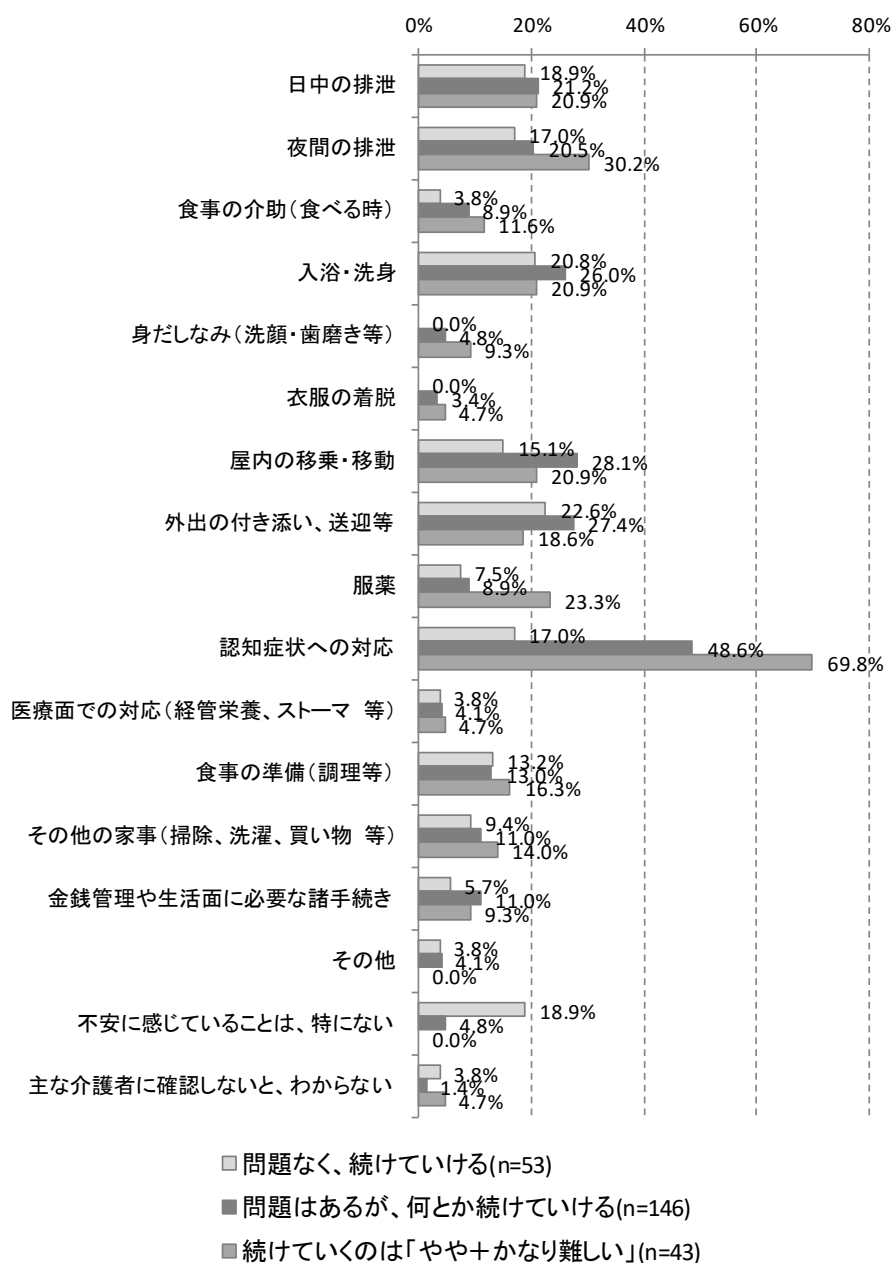


要介護2以上の方では、就労しながらの介護を「問題なく、続けていける」の割合が減少しています。重度化した場合でも、就労継続しながらの在宅介護が少しでもしやすくなるような支援が必要となっています。

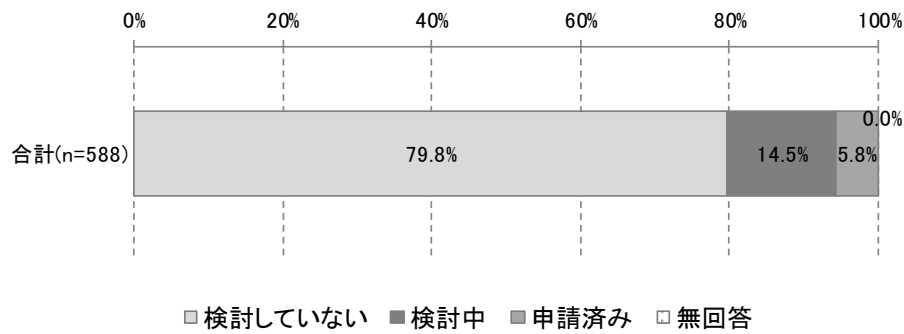
<就労継続見込み別・介護者が不安に感じる介護（フルタイム勤務＋パートタイム勤務）>

今後の就労について、継続が「やや、またはかなり難しい」と回答している方の、不安に感じる介護内容としては、認知症が特に多く挙がっています。

認知症の方への介護等の対応は、就労を継続しながらでは難しいと考えるケースが多く、多様な介護ニーズのなかでも特に重点的な支援が求められているとも言えます。

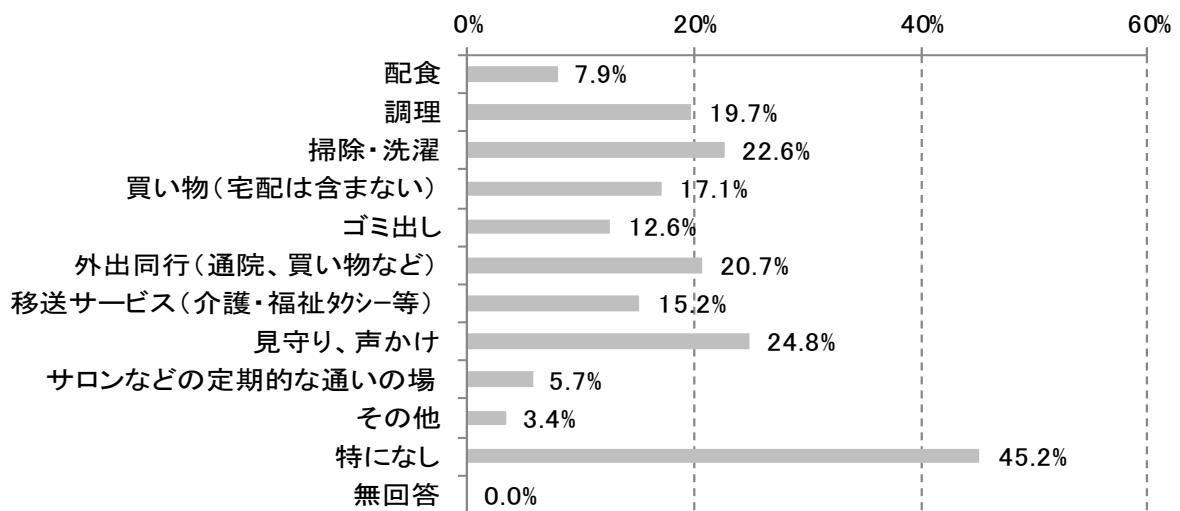


＜施設等検討の状況＞



現在、施設等の利用を検討しているかについては、「検討していない」が約 8 割と多くなっています。一方、「検討中」や「申請済」も、合わせて 2 割程度となっており、施設等のニーズや充足状況を勘案しつつ、長期的な視点で基盤整備についても取り組んでいく必要があります。

＜在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス＞（n=580）



在宅生活を継続していくために、充実が必要な支援・サービスについては、「特になし」とする回答も一定程度見られるなかで、「見守り、声かけ」「掃除・洗濯」「外出同行（通院、買い物など）」「調理」が比較的多く挙がっています。

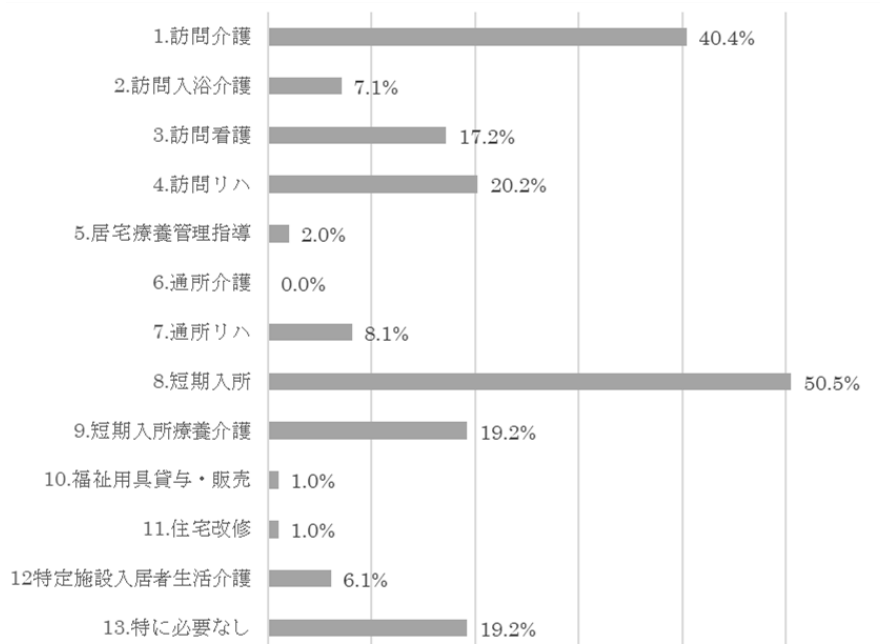
(3) 介護サービス事業所等実態調査

【調査の概要】

調査の目的	介護保険制度の運営や地域包括ケアシステムの構築などにあたり、各種サービスの提供者である介護サービス事業所等について、運営の実態や意向などを把握することにより、今後のあり方等を検討する際の参考情報とすることを目的としています。
調査方法	調査対象：市内の介護サービス事業者等 実施時期：令和2年7月 調査票の配付・回収方法：郵送による配付・回収
回収結果	配付数：99票 有効回収数：99票 有効回収率：100.0%
備考	関連する調査として、居宅介護支援事業所や小規模多機能型居宅介護事業所を対象とした「在宅生活改善調査」、及び、施設サービス利用者の動向等に関する「居所変更実態調査」についても合わせて実施しています。

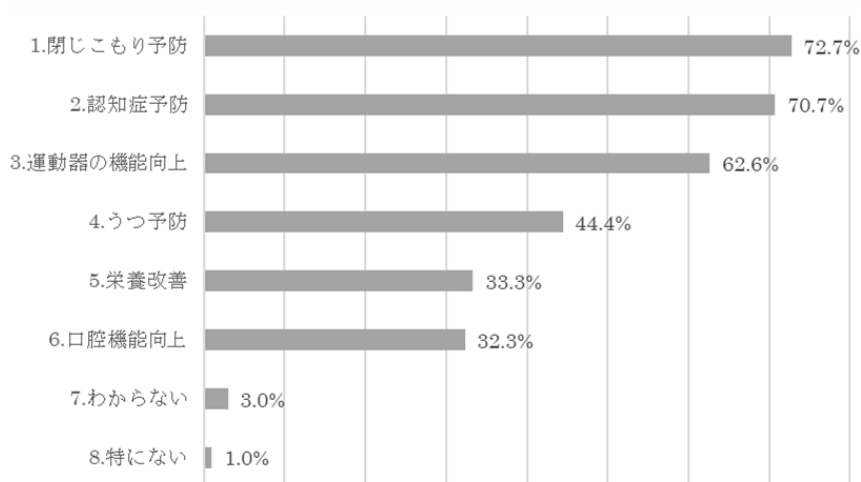
【調査結果の概要】

＜今後さらに整備が必要（現在不足している）と思われる居宅介護サービス＞（n=99）



不足または、今後さらに整備が必要と考えられる居宅介護サービスについては、「短期入所」が最も多く挙がっています。また、これに次いで多いのが「訪問介護」であり、以下、「訪問リハビリテーション」「短期入所療養介護」「特に必要なし」「訪問看護」の順で続いています。

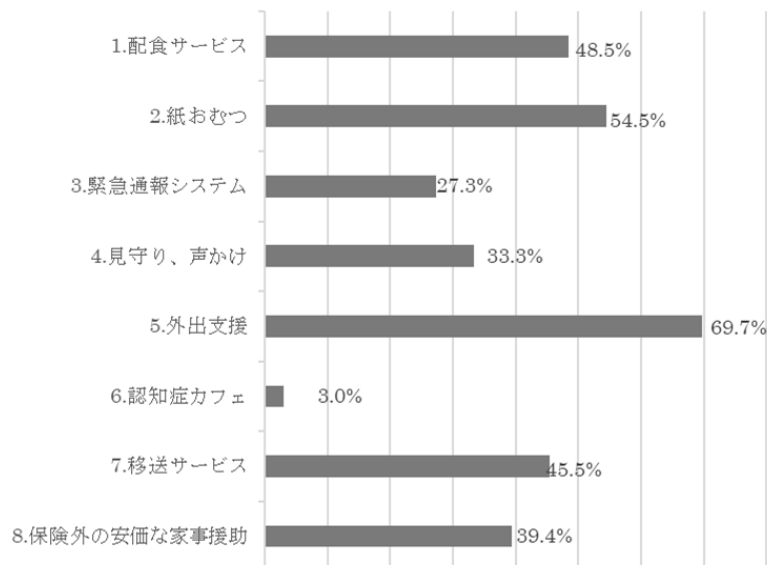
＜今後、充実させると考える介護予防事業＞（n=99）



介護予防について、今後、充実させると考えられる介護予防の取組については、「閉じこもり予防」「認知症予防」「運動器の機能向上」といった事業が多く挙がっています。

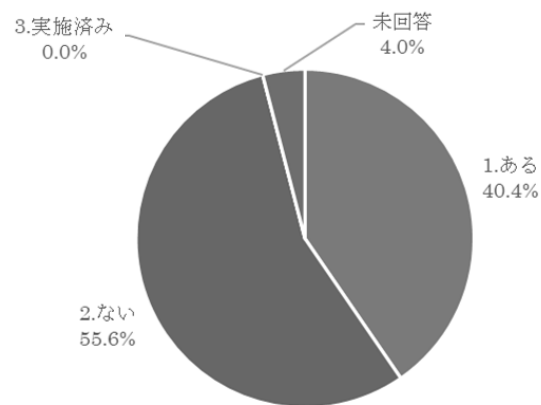
＜在宅生活を継続するために必要な介護保険外のサービス＞（n=33）

*回答者は居宅介護支援事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所



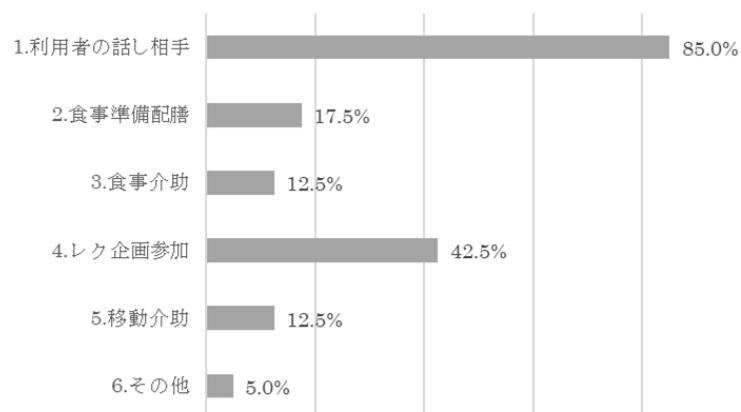
利用者が、在宅生活を継続するために必要と考えられる介護保険サービス以外のサービスについては、「外出支援」「紙おむつ」「配食サービス」「移送サービス」が比較的多く挙げられています。

＜有償ボランティア制度に基づき、高齢者ボランティアを受け入れる意思＞（n=99）



謝礼やポイント付与などのやりとりを伴う「有償ボランティア制度」に基づき、事業所として高齢者ボランティアを受け入れる意思があるかどうかについては、半数以上が「ない」と回答している一方で、4割程度は「ある」と回答しています。

＜有償高齢者ボランティアに依頼したい仕事の内容＞（n=44）



有償高齢者ボランティアの受け入れを「（意思が）ある」と回答した事業所が想定する具体的な仕事内容については、「利用者の話し相手」「レク企画参加」が多く挙がっています。

3 人口等の将来推計

(1) 将来推計人口

本市の総人口は減少しており、第8期の目標年次である令和5年度においては、56,355人となることが推計されます。また、地域包括ケアシステム構築・推進の目途となる令和7年度や、担い手世代が急減すると予想される令和22年度に向けても、人口減少は続いていくものと見込まれます。

一方、高齢化率は年々上昇傾向にあり、令和5年度に39.0%、令和22年度には47.8%となることが見込まれます。

◇総人口と高齢者数・高齢化率の推計

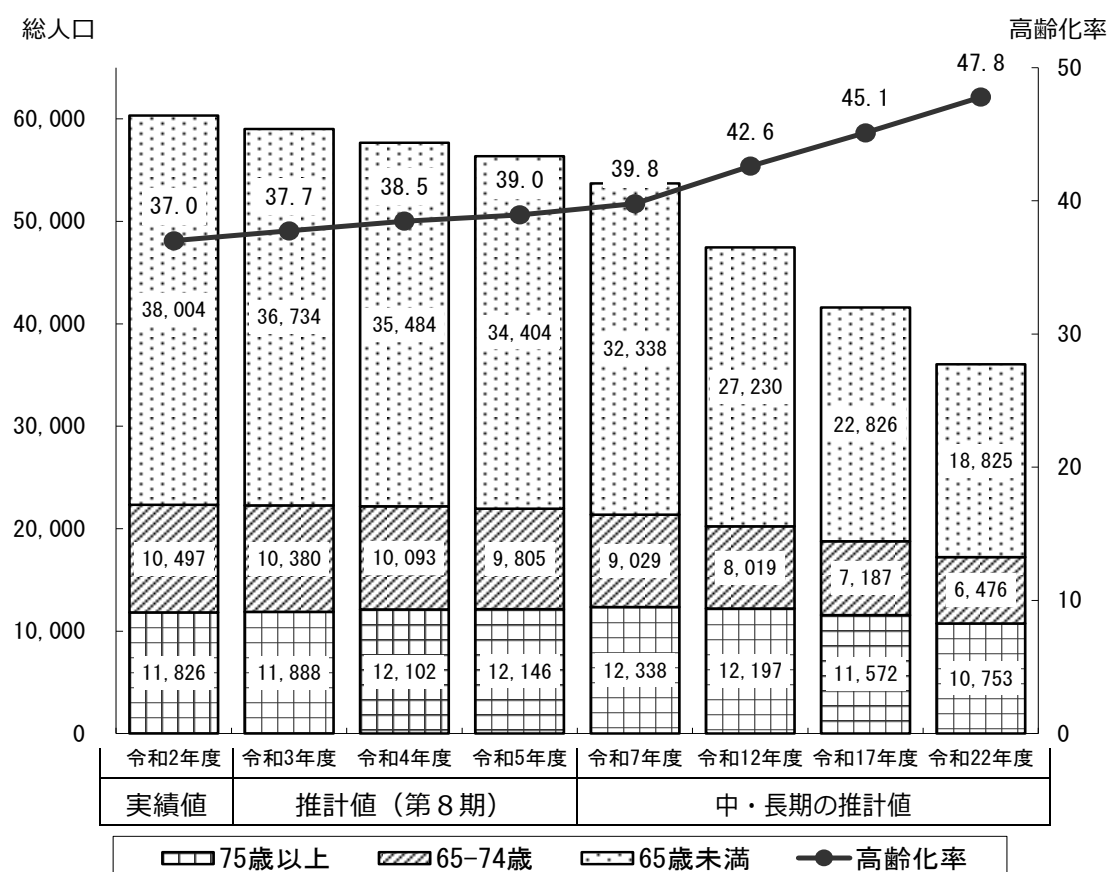
(単位:人)

推計値（第8期）					中・長期の推計値			
実績値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
総人口	60,327	59,002	57,679	56,355	53,705	47,446	41,585	36,054
65歳以上	22,323	22,268	22,195	21,951	21,367	20,216	18,759	17,229
高齢化率	37.0%	37.7%	38.5%	39.0%	39.8%	42.6%	45.1%	47.8%

推計値は「見える化システム」将来推計機能を活用した独自推計による

◇総人口と高齢者数・高齢化率の推計

(単位:人、%)



(2) 将来推計人口（40 歳以上）

40 歳以上の人口を見ると、40 歳～64 歳の人口は徐々に減少するほか、65 歳以上の高齢者数についても、おおむね横ばいからやや減少傾向での推移が見込まれます。

75 歳以上の高齢者も、令和 7 年度にピークを迎え、以降減少に転じることが見込まれます。しかし、若年人口が減少するため高齢化率は上昇する見込みです。

◇40 歳以上の人口推計

（単位：人）

	実績値	推計値（第 8 期）				中・長期の推計値			
	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 7 年度 (2025)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	
総人口	60,327	59,002	57,679	56,355	53,705	47,446	41,585	36,054	
40-64 歳	20,467	18,949	18,437	17,927	16,904	14,517	12,271	10,195	
65-74 歳	10,497	10,380	10,093	9,805	9,029	8,019	7,187	6,476	
75 歳以上	11,826	11,888	12,102	12,146	12,338	12,197	11,572	10,753	
65 歳以上 (構成比)	37.0%	37.7%	38.5%	39.0%	39.8%	42.6%	45.1%	47.8%	
75 歳以上 (構成比)	19.6%	20.1%	21.0%	21.6%	23.0%	25.7%	27.8%	29.8%	

推計値は「見える化システム」将来推計機能を活用した独自推計による

4 第7期計画の取組と課題

第7期（前計画）期間における主な取組及び今後に向けた課題について、事業の点検・評価を行い、次のように整理を行いました。

(1) 地域包括支援センターの充実	
成果（実績）	課題
○市内3つの日常生活圏域に委託型地域包括支援センターを設置、相談支援体制が充実した。（相談対応延べ件数 平成28年度7,830件、令和元年度19,984件） ○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、3年前と比べ地域包括支援センターの認知度が上昇。 （前回37.8%、今回46.7%）	○経済的問題や家族の問題など関係機関との連携や繋ぐ必要がある複雑な事例が増えているなか、地域包括支援センターの役割はますます重要となっており、人材確保を含め体制を強化し充実を図ることが課題。 ○センターの認知度は上がってきているが、困ったときに相談する高齢者の総合相談窓口として、さらなる周知が必要。

(2) 在宅医療・介護連携の推進	
成果（実績）	課題
○在宅医療・介護連携の推進については、医療介護専門部会や医師、主任ケアマネジャーを委員とした医療介護推進委員会、情報共有プロジェクトチームを立ち上げ協議、それぞれの意見を出し合える場となった。 ○「医療と介護の連携シート」を作成し、試行的に実施、評価を行った。本格実施に向けシートの改善を図っている。	○在宅医療・介護連携の課題を共有したなかで、対応策についての検討が深めきれていない。また、在宅医療・介護連携支援センターの相談対応数は少ない状況でセンターの機能が発揮できていない。

(3) 認知症施策の推進	
成果（実績）	課題
○認知症の予防・ケアの質向上のため、認知症地域推進員を5名配置。（令和2年4月現在） ○認知症初期集中支援チームを3か所設置し、県のアドバイザー派遣の利用や連絡会を開催し、チームのスキルアップを図った。 ○認知症カフェ開設を支援するため補助事業を実施し、第1圏域に2か所、第2圏域に1か所、第3圏域に1か所開設した。 ○認知症理解のため、令和元年度から「RUN伴」の開催支援や、認知症当事者を講師に招いての講演会の開催、アルツハイマー月間の普及啓発に取り組んだ。	○認知症初期集中支援チームの支援依頼数が少なく、支援チームと地域包括支援センターの連携も課題となっている。今後はチームの役割を関係者が認識し、効果的な介入ができるような仕組みづくりが必要。 ○認知症の増加に伴い徘徊する高齢者も増えてきており、家族は負担と不安を強いられることから、家族支援の充実が必要。

(4) 介護予防・生活支援サービスの基盤整備の推進								
成果（実績）		課題						
○一般介護予防については、委託型地域包括支援センターと協力し、広く市民に介護予防の啓発を、市民ふれあい講座やシニアクラブなどで行った。 <table><tr><td>平成 30 年度</td><td>45 回</td><td>延べ 1, 342 人</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>55 回</td><td>延べ 1, 322 人</td></tr></table>		平成 30 年度	45 回	延べ 1, 342 人	令和元年度	55 回	延べ 1, 322 人	○今後、高齢者の多様なニーズを捉え、新たな活動を内容とした通いの場を創設していくこと、併せて既設団体の継続運営が課題。 ○介護予防・生活支援サービス事業の多様化については、訪問型サービスAを2つの団体がサービス提供をしているが、その他のサービスは未実施。緩和されたサービスやその他のサービスの担い手となる受け皿の掘り起こしが課題。
平成 30 年度	45 回	延べ 1, 342 人						
令和元年度	55 回	延べ 1, 322 人						
○75 歳以上の一人暮らしの高齢者宅を訪問、プラチナ体操など必要な支援につなぐことができた。 ○通いの場を増やすため、「元気シニア講座」を開催、プラチナ体操に取り組む団体を計画的に創設。令和 2 年 3 月末現在、サロン4か所、プラチナ体操団体 45 か所が開設済。								

(５) 地域ケア会議の推進											
成果（実績）		課題									
○個別課題の解決、ネットワークの構築、地域課題の発見機能については、委託型地域包括支援センターが随時開催しており、開催回数が増加。 <table border="1"> <tr> <td></td><td>地域ケア個別会議</td><td>地域ケア推進会議</td></tr> <tr> <td>平成 30 年度</td><td>39 回</td><td>15 回</td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td>32 回</td><td>16 回</td></tr> </table> ○平成 30 年度から自立支援型(生活援助回数プラン)を高齢者福祉課が主催開催。			地域ケア個別会議	地域ケア推進会議	平成 30 年度	39 回	15 回	令和元年度	32 回	16 回	○今後、更に充実を図り、個別会議から見えてくる地域課題を、推進会議の場で協議できるようにすることが課題。
	地域ケア個別会議	地域ケア推進会議									
平成 30 年度	39 回	15 回									
令和元年度	32 回	16 回									

(６) 安心・安全なまちづくりの推進	
成果（実績）	課題
○福祉パスは平成 30 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの半年間実施し 1,206 人が利用した。 ○終了後実施したアンケート結果から、約半数の方が賛成または条件付きで賛成と回答したが、利用頻度、男女差、地域差が大きく、不公平感が大きい結果となり、本格実施は見送った。	○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、「交通手段がない」ことを理由に外出を控えているとの回答が多く、交通手段の確保は重要なため、今後、「地域公共交通計画」のなかで、高齢者に対しての支援も検討していく必要がある。 ○避難行動要支援者名簿の新規登録及び更新。

(７) 地域における支えあいの推進									
成果（実績）	課題								
○緊急通報システム事業利用件数 <table border="1"> <tr> <td>平成 30 年度</td><td>277 件</td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td>249 件</td></tr> </table> ○配食サービス事業は令和 2 年度末で事業終了 ○紙おむつ給付事業利用者 <table border="1"> <tr> <td>平成 30 年度</td><td>599 人</td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td>394 人</td></tr> </table>	平成 30 年度	277 件	令和元年度	249 件	平成 30 年度	599 人	令和元年度	394 人	○配食サービス終了にあたり、弁当を配達してくれる店等の情報提供の充実や見守りの観点から新たな事業の検討が課題。 ○家族が希望する介護支援の把握が課題。家族介護慰労金に加え、介護者交流会などの検討が課題。 ○高齢者サービスとして提供できる社会資源の把握と支援が必要な高齢者とのマッチングに向けた取組の検討が課題。
平成 30 年度	277 件								
令和元年度	249 件								
平成 30 年度	599 人								
令和元年度	394 人								

(8) 高齢者の就労支援	
実績	課題
○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、収入のある仕事をしている割合が増加しており、定年退職後も、同じ職場や新たな職場で働き続ける方が増えている。	○年金受給年齢の引き上げと連動して、生活のためだけではなく、働くことが生きがいとなり、健康や活力の維持につながるなど、高齢社会における多様な効果も期待されるなかで、そうした意欲を受け止め、いきいきと働くことのできる環境づくりを推進するよう努めることが課題。

(9) 高齢者虐待・成年後見制度への対応					
成果（実績）	課題				
○虐待の疑いがある場合は、通報の全件を対象に事実確認、緊急性の判断、対応方針を決定するコア会議を開催。 ○通報受理件数（虐待認定数） <table border="1"> <tr> <td>平成 30 年度</td><td>58 件（37 件）</td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td>50 件（27 件）</td></tr> </table>	平成 30 年度	58 件（37 件）	令和元年度	50 件（27 件）	○家族間で複雑な課題を抱えており、困難な事例が多くなっている。今後も、関係者間が連携し、その体制の充実を図り、連携を強化する必要がある。
平成 30 年度	58 件（37 件）				
令和元年度	50 件（27 件）				

(1 0) 介護給付適正化	
成果（実績）	課題
○認定調査の内容及び医療情報の突合・縦覧点検は全件実施。 ○住宅改修点検は、書面点検の全件実施と抽出による実地検査（平成 30 年度 4 件、令和元年度 1 件）を行った。	○ケアプラン点検実施のための、職員のスキルアップが課題。

Ⅲ 基本的な考え方

1 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

本市の高齢者福祉・介護等における取組にあたっての基本理念について、次のように考えます。

**みんなが支えあい すこやかに暮らせる
福祉のまちづくり**

(2) 基本目標

基本理念に基づき、取組を進めるなかで、将来的に本市が目指すべき姿について、次のように掲げます。

- ◆ 住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまち
- ◆ 住み慣れた地域ですこやかにいきいきと暮らすことができるまち
- ◆ 住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるまち

「地域包括ケアシステムの構築（深化・推進）」や「地域共生社会の実現」など、本計画をめぐる包括的かつ中・長期的な考え方を踏まえ、これまでの計画や取組を継承するとともに、人生 100 年時代といわれるなかで、住み慣れた地域ですこやかに安心して生活を送ることができるように、地域全体が高齢者の取り巻く課題を認識し、高齢者をはじめすべての市民が元気に、そして互いに支えあいながら生活できる銚子を目指し高齢者施策を推進します。

◇基本理念や基本目標における関連指標

指 標
現在の幸福感（0～10 点）

＜現状値＞
平均
7.05 点



＜令和 5 年度＞
増 加

2 基本施策

基本理念と基本目標に基づき、3つの施策を展開し、併せて、介護サービスの充実と介護保険制度の円滑な運営に努めます。

(1) 高齢者を支える社会基盤の整備

→ IV 施策の展開「1」へ

住み慣れた地域での暮らしや、在宅での生活をできるだけ続けられるようにするために、地域包括ケアシステムのさらなる推進を目指します。

このため、「地域包括支援センターの機能強化」を始め、「在宅医療・介護連携の推進」や「地域における支えあいの推進」、「安心・安全なまちづくりの推進」など8つの視点から、高齢者を支える社会基盤の整備を推進し、安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

(2) 介護予防の推進と高齢者の生きがいづくり

→ IV 施策の展開「2」へ

健康づくりや社会参加、生きがいづくりなどの取組を通じて、高齢者が健康でいきいきと暮らすことができる地域づくりを目指します。また、「介護予防・生活支援サービスの推進」の視点では、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組を定め、同時に地域で支えあう体制整備を目指します。

(3) 尊厳ある暮らしの支援

→ IV 施策の展開「3」へ

「認知症施策の推進」「高齢者虐待への対応」「成年後見制度への対応」といった視点から、高齢者の尊厳や権利を守り、自分らしく生きることができるまちづくりを目指します。

(4) 介護サービスの充実と施設の整備

→ V 介護保険サービスの見込みと介護サービス基盤の整備へ

介護の必要な方が安心してサービスを受けられるよう介護サービスの充実を図るとともに、地域における自立した生活の支援や要介護状態となることの予防支援などの取組を推進します。

3 施策の体系

高齢者福祉計画	1 高齢者を支える 社会基盤の整備	(1) 地域包括支援センターの機能強化
		(2) 在宅医療・介護連携の推進
		(3) 地域ケア会議の推進
		(4) 高齢者の住まいの安定的な確保
		(5) 在宅生活の支援 ア 高齢者の見守り体制の充実 イ 介護者への支援の充実
		(6) 地域における支えあいの推進 ア 地域の支えあい体制の整備 イ ボランティア活動の促進
		(7) 安心・安全なまちづくりの推進 ア 生活環境整備への支援 イ 交通安全・防犯・防災知識の普及 ウ 災害及び感染症対策に係る体制整備
		(8) 地域包括ケアシステムを支えるための人材確保 と資質向上及び業務効率化 ア 介護サービス及び地域支援事業の質の向上 イ 介護人材の確保 ウ 業務効率化
	2 介護予防の推進と 高齢者の生きがい づくり	(1) 健康寿命延伸に向けた健康づくりの推進 ア 各種検(健)診の受診環境の整備と周知啓発の推進 イ 健康的な生活習慣の推進 ウ 健康知識の普及
		(2) 介護予防・生活支援サービスの推進 ア 一般高齢者の介護予防活動の促進 イ 生活機能等の低下の心配が大きい高齢者のための 介護予防活動の促進 ウ 生活支援体制整備の推進
		(3) 生きがいづくりと社会参加への支援
		(4) 高齢者の就労支援
	3 尊厳ある 暮らしの支援	(1) 認知症施策の推進
		(2) 高齢者虐待への対応
		(3) 成年後見制度への対応
	第8期介護保険事業計画	被保険者数・要介護等認定者数の将来推計
		介護等サービスの見込み
		介護保険施設等の基盤整備
		予防給付費・介護給付費の見込み
		介護保険料
		介護保険制度運営の充実

※高齢者福祉計画と介護保険事業計画は、相互に連携しており、一体的な計画となるものですが、ここでは体系的なイメージとして示しています。

IV 施策の展開

＜施策展開の背景＞

地域包括ケアシステムの充実

少子高齢化や人口減少、核家族化等が進み、地域や家庭の暮らしにおける、人と人とのつながりが弱まるなか、誰もが役割を持ち、お互いに配慮し、時に支えあい、必要により「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」が提供されることで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような仕組みが、これまで以上に重要になっています。

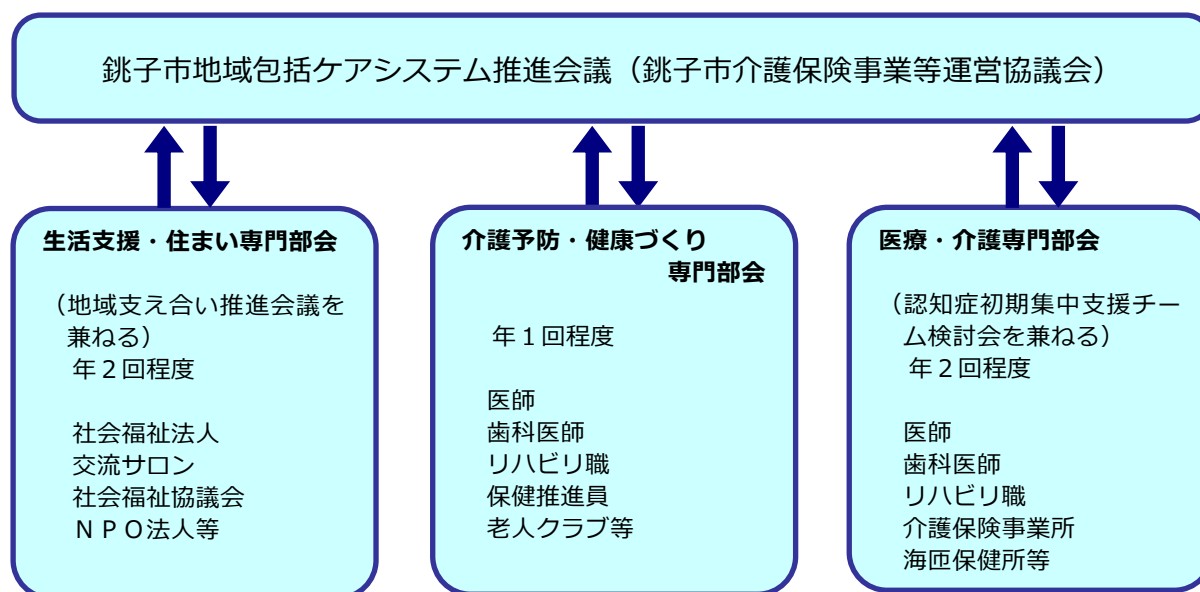
地域包括ケアシステム推進のため、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、地域包括支援センターの機能強化や医療と介護の連携強化を図るとともに、生活支援体制の充実を図り、その体制づくりを進めます。

◇地域包括ケアシステムの構成要素



◇地域包括ケアシステム推進のための組織図

地域包括ケアシステム構築の推進体制（令和３年度～令和５年度）



専門部会	協議事項
生活支援・ 住まい専門部会	高齢者の在宅生活を支えるためのボランティア、ＮＰＯ法人、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体による、重層的な生活支援サービスの構築（高齢者の交流の場、見守り、外出支援、家事支援等）、社会資源・高齢者のニーズ把握、住環境の整備と居住支援等
介護予防・ 健康づくり専門 部会	体操などの活動を行う住民運営の通いの場の創出と、人と人とのつながりが継続できるような地域づくり、生活習慣病予防や介護予防が一体となった、市民への健康教育の推進、健康寿命の延伸のための施策等
医療・ 介護専門部会	在宅医療と介護の連携強化、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築、認知症の方にやさしい地域づくり、認知症への理解を深めるための啓発のあり方、認知症の状態に応じた認知症ケアの体制づくり等

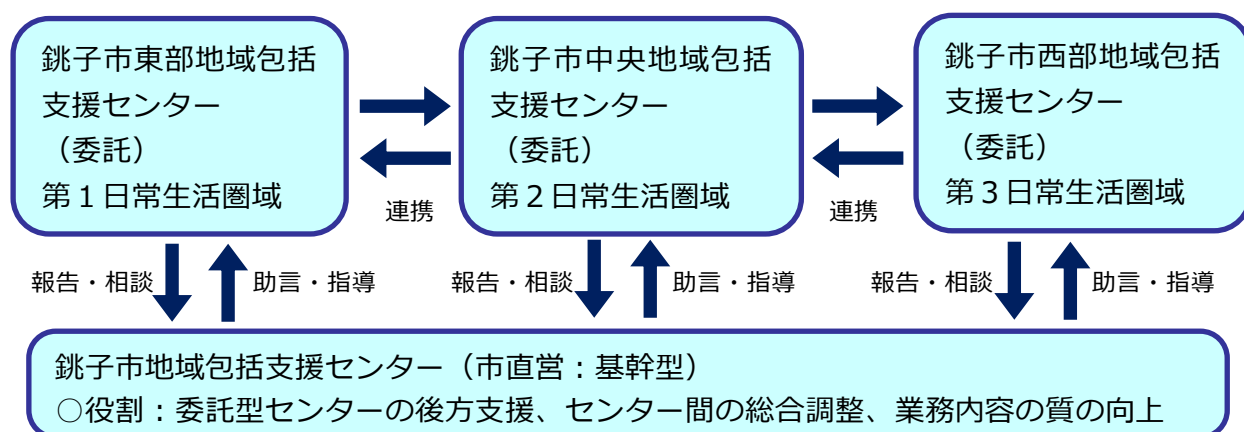
1 高齢者を支える社会基盤の整備

(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、市内 3 つの日常生活圏域に委託型の地域包括支援センターを 1 か所ずつ設置しています。また、高齢者福祉課内に、基幹型地域包括支援センターを設置し、それぞれの役割を分担しながら、一体的な運営体制の充実を図ります。

主な取組	事業内容	担当課・機関
地域包括支援センターの体制整備	多様化する相談やニーズに対応できるよう、定期的な研修会や連絡会等、職員研修の充実を図ります。また、相談件数等の増加に対応するため、体制強化に努めます。	高齢者福祉課 地域包括支援センター
関係機関との連携強化	高齢者の問題を解決するため、地域ケア会議等を開催し、地域の関係者との連携強化を推進します。また、障害や子育て等の重層的な問題を抱えたケースの増加に伴い、関係機関への積極的な働きかけを行います。	高齢者福祉課 地域包括支援センター
高齢者の相談窓口としての強化	高齢者の総合相談窓口として、住民に対する周知を更に推進します。また、対応件数の増加や相談内容の複雑化が見られるなか、対応職員のスキルアップを図ります。	高齢者福祉課 地域包括支援センター

◇地域包括支援センターの体制



◇実績

高齢者福祉総合相談延べ件数（地域包括支援センター分）

（単位：件）

事業名等 \ 年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (11 月末現在)
総合相談支援業務（高齢者の介護生活等に関する相談）	12,075	10,932	8,492
権利擁護業務	2,586	2,252	1,438
包括的継続的ケアマネジメント業務 （介護支援専門員への支援）	2,296	1,737	857
介護予防ケアマネジメント・介護予防支援等（要支援 1・2 の介護保険サービスの調整等）	5,509	4,926	3,589
任意相談（介護相談等）	11	2	9
その他（高齢者以外の相談）	67	135	203
計	22,544	19,984	14,588

(2) 在宅医療・介護連携の推進

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、約 6 割の高齢者が、自宅で最期を迎えることを希望しています。その希望を叶え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、在宅医療と介護の連携が不可欠です。入退院支援や看取り、感染症や災害時対応等、様々な局面で、在宅医療と介護サービスの一体的な提供体制が図れるよう、連携を進めます。

主な取組	事業内容	担当課・機関
在宅医療・介護に関する情報提供	医療機関や介護事業所での、在宅医療・介護に関する状況について把握し、市民や関係者に対して情報提供します。また、関係者向けに作成している、在宅医療・介護の情報を集約した「医療介護連携ハンドブック」の内容の充実を図ります。	高齢者福祉課
切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築	医療・介護等の関係者が参画する医療・介護推進委員会や専門部会等を開催し、相互の情報共有や理解促進に取り組み、医療・介護関係者が連携し、在宅医療と介護が切れ目なく、一体的に提供される体制の構築に向け必要な取組を進めます。	高齢者福祉課
医療・介護関係者の情報共有の支援	医師と介護支援専門員の情報共有ツール（医療と介護の連携シート）の整備、活用を推進します。	高齢者福祉課
在宅医療・介護連携に関する相談の支援	医療・介護関係者からの相談を受け、その連携を支援する「在宅医療・介護連携支援センター」の周知を図ります。また、地域の在宅医療・介護の社会資源の把握と集約を行い、相談に応じた支援ができるようにします。	高齢者福祉課 在宅医療・介護連携支援センター
医療・介護関係者の研修	医療・介護関係者の連携を推進するため、看取りや認知症の対応等をテーマとした、多職種の顔が見える関係づくりにつながる研修会を開催します。	高齢者福祉課

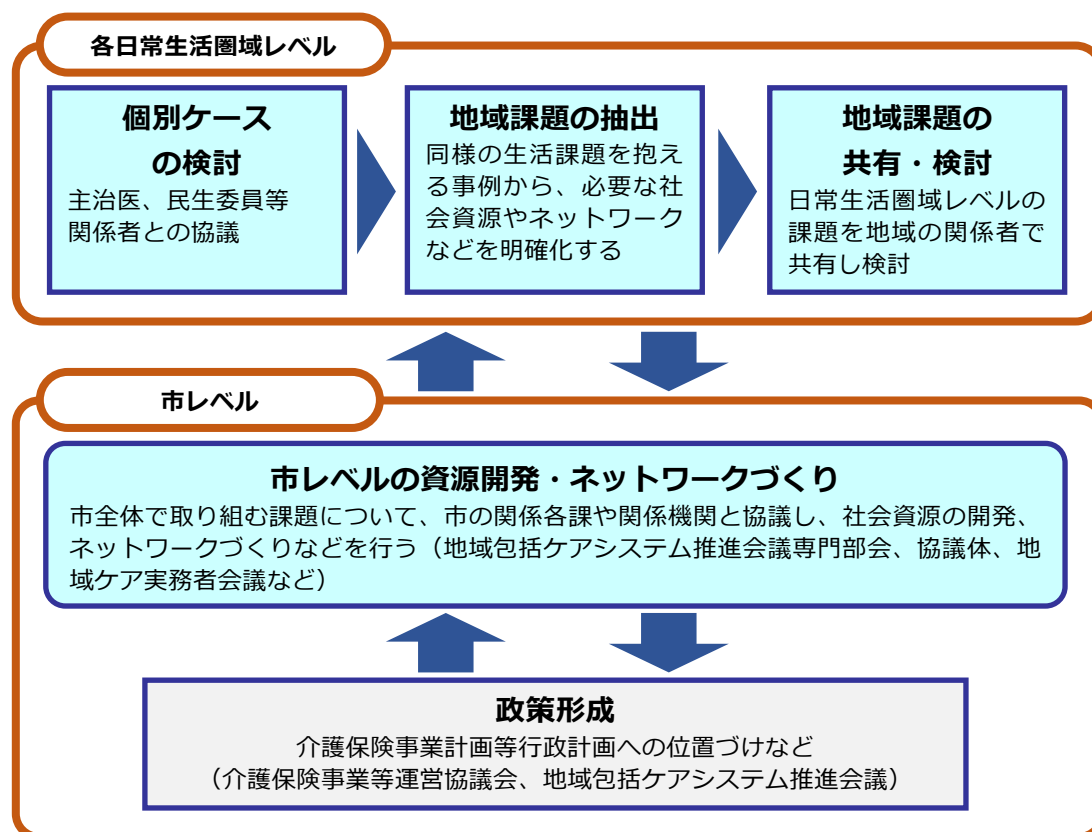
(3) 地域ケア会議の推進

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備（地域づくり）を同時に進めるため、地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの実現に有効な手法として期待されています。

各日常生活圏域レベルの個別地域ケア会議を積極的に開催し、関係者との話し合いを通じて役割分担や見守り体制について連携を強化します。また、各圏域の個別地域ケア会議から見えてくる地域課題について、市レベルの地域ケア会議を開催し、市全体の取り組むべき課題を整理、明確化し、介護保険事業等運営協議会等で政策形成に向けた協議を行います。

その他、リハビリ職、管理栄養士など多職種とともに自立支援や介護予防に向けた「自立支援・介護予防型地域ケア個別会議」を開催し、より良いケアマネジメントが展開できるよう支援します。

◇銚子市の地域ケア会議の概要



(4) 高齢者の住まいの安定的な確保

本市においては、持ち家率が高く、住まいは充足していますが、高齢者自身の生活状況やその変化に対応した住まいを選択できるような多様な居住環境の確保に努めます。施設の関連情報を把握するとともに、利用者や相談などに対する情報提供を行います。

また、地域ケア会議から見えてくる地域課題を推進会議の場で協議する仕組みづくりを検討します。

種類	施設概要及び方向性	担当課・機関
有料老人ホーム	高齢者が入居する施設で、介護サービスを提供するなど、支援の必要な高齢者にとっての暮らしやすさに配慮した施設です。 利用を希望している方が安心して利用することができるよう、施設に関する情報提供に努めます。	高齢者福祉課
軽費老人ホーム (ケアハウス)	自宅での生活が困難な高齢者に住宅を供給し、低額な料金で食事の提供等を行う施設です。 既存施設におけるサービス提供体制の充実や、連携強化に努めます。	高齢者福祉課
養護老人ホーム	自宅での生活が困難な低所得の高齢者の生活の場です。市役所に申請後、市が入所を決定します。 高齢者の心身の状態や生活状況に応じて、入所措置を行います。	高齢者福祉課
サービス付き高齢者向け住宅	安否確認や生活相談を基本とし、サービスが提供される住宅です。多様な介護ニーズの受け皿となりえることから、住環境施策との調整を図りながら整備促進を図ります。なお、将来、入居者の認知機能の低下が著しくなった場合の対応として、他の介護サービスを勘案する必要があります。	高齢者福祉課 都市整備室
県営住宅・市営住宅	公営住宅として、経済面等で住まいの確保が困難な方に対し提供される住宅です。	都市整備室

<参考> 高齢者の住まいに関わる地域資源の状況

	有料老人ホーム	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	サービス付き 高齢者向け住宅	県営住宅 ・市営住宅
銚子市	37 人	129 人	40 人	59 戸	県 343 戸 市 796 戸

(5) 在宅生活の支援

高齢者と介護者の支援として、介護保険制度で困難なサービスの提供や、民生委員や民間事業者の見守り活動と連携し、支えあう地域づくりを推進します。また、支援を必要とする人へ適切な支援が提供できる体制づくりを進めます。

ア 高齢者の見守り体制の充実

ひとり暮らしの高齢者の居宅訪問や、地域の民間企業等の協力を得て、見守り体制の充実を図ります。

主な取組	事業内容	担当課・機関
緊急通報システム事業	緊急通報装置をひとり暮らし高齢者（市民税非課税）に貸与して、病気や緊急時の安否確認と緊急時の迅速な対応に加え、健康・医療相談を実施します。申請時に協力者がいない等の問題も出てきており、より良いサービスが提供できるよう検討します。 令和2年度利用者数 223 人	高齢者福祉課
銚子市見守りネットワーク事業	事業者との連携を強化し、地域における見守り体制の推進、拡大に取り組みます。 令和2年12月現在では、高齢者と接する機会の多い民生委員をはじめ、民間事業者5事業所と協定を締結しています。	高齢者福祉課
高齢者実態把握事業	75歳以上のひとり暮らし高齢者等の生活実態や健康状態を把握し、介護予防の支援や、必要なサービスにつなぎます。	地域包括支援センター

イ 介護者への支援の充実

在宅介護が重視されるなかで、支援が必要な高齢者だけではなく、介護者への支援も重要です。今後は家族介護教室や介護者交流会など、新たな形での家族介護支援等について検討します。

主な取組	事業内容	担当課・機関
家族介護慰労金支給事業	市民税非課税世帯で、過去1年間に介護保険サービスを利用していない、在宅の要介護4・5の介護者に慰労金を支給します。（年額10万円）	高齢者福祉課

主な取組	事業内容	担当課・機関
家族介護教室	高齢者を介護している家族等が、介護に関する知識や技術、介護者の健康管理について学ぶための介護教室を開催し、介護者の介護負担や不安の軽減を図ります。	高齢者福祉課
家族介護交流会	高齢者を介護している家族への負担軽減のため、家族同士が交流する場を創設します。	高齢者福祉課
介護離職の防止	企業や労働関係機関と連携し、職場環境改善に関する普及啓発など支援体制の強化に努めます。	高齢者福祉課
紙おむつ給付	要介護３以上の認定者を在宅で介護している家族等（市民税非課税世帯）に紙おむつを給付します。	高齢者福祉課

(6) 地域における支えあいの推進

地域のボランティアや住民組織が自主的に取り組む地域福祉活動が定着し、さらに広がって行くよう、活動の周知、啓発など支援を行います。

ア 地域の支えあい体制の整備

社会福祉協議会等と連携し、高齢者福祉にかかるボランティア団体等の活動を支援します。

主な取組	事業内容	担当課・機関
地域ぐるみ福祉ネットワーク事業	地区社会福祉協議会などが行う、独居高齢者の高齢者料理教室やいきいきサロン等に対して支援します。	社会福祉協議会
ボランティア連絡協議会活動支援	銚子市ボランティア連絡協議会の活動に対する支援として、銚子市福祉まつり等への協力を行います。	社会福祉協議会
ボランティア・NPO法人等の活動支援	高齢者福祉にかかるボランティア団体等との連携に努め、積極的な活動を促進します。	社会福祉協議会 高齢者福祉課

◇実績

事業名等 \ 年 度		平成 30 年度	平成 31 (令和元)年度	令和 2 年度 (見込み)
地域ぐるみ福祉ネットワーク事業	高齢者料理教室	春日、豊里	春日、豊里	春日、豊里
	いきいきサロン	興野、若宮、春日	興野、若宮、春日	興野、若宮、春日
	福祉サービス	豊里	豊里	豊里

イ ボランティア活動の促進

福祉やまちづくりの観点から、高齢者等市民による多様なボランティア活動を促進します。

主な取組	事業内容	担当課・機関
自主パトロール隊・ 防犯ボランティアへの支援	住民が行う地域の安全を守るための自主的な防犯活動に対して支援します。 令和2年11月末現在 防犯ボランティア数 169 人	危機管理室
登下校の見守り活動を実施する地域ボランティア （交通安全推進隊）への支援	通学途上の児童、生徒の安全を確保するため、高齢者などが自主的に行う地域ボランティア活動に対して支援します。 令和2年11月末現在 登録者数 55 人	危機管理室

(7) 安心・安全なまちづくりの推進

1 世帯あたりの人員が減少し、高齢者単独世帯や高齢者のみ世帯が増加していること、また認知症の方が増加していることから、在宅生活における様々な不安を解消又は緩和し、快適な環境づくりに向けた支援を推進します。

また、外出頻度の減少は、心身の健康状態を悪化させるリスクがあります。高齢者の外出は、介護予防の最たるものであり、気軽に安心して外出できる環境や手段を確保することは非常に重要です。そのため、公共交通機関を活用した移動手段の確保について引き続き検討します。

ア 生活環境整備への支援

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、足腰の痛みや移動手段不足などを理由に外出を控える傾向が見られました。転倒事故を予防するための住宅改修や災害時の家具転倒防止など、日常生活における高齢者の安全対策を支援します。

主な取組	事業内容	担当課・機関
住宅改修費の助成	自宅内の生活動線上における手すりの取り付けや段差解消など、介護保険サービスとして、対象経費（改修費用上限 20 万円）の一部を給付します。	高齢者福祉課
福祉カーの貸し出し	心身障害者及び高齢者へ車いす・ストレッチャー対応のワゴン車を貸し出します。燃料代は利用者負担です。	障害支援室
家具転倒防止器具等設置費用の助成	地震等での家具転倒を防止する器具等の設置費用を助成します。	高齢者福祉課 障害支援室
住宅リフォーム助成	市内施工業者と契約して住宅リフォームを行う場合に、費用の一部を助成します。	都市整備室
木造住宅耐震診断・耐震改修助成	一戸建て住宅の耐震診断及び改修に必要な経費の一部を助成します。	都市整備室

イ 交通安全・防犯・防災知識の普及

銚子警察署と連携し、多発する高齢者の交通事故防止、生活を脅かす電話de詐欺による被害防止や悪質商法などによる消費者被害防止のための啓発活動などを行います。

主な取組	事業内容	担当課・機関
交通安全教室等の開催	シニアクラブや高齢者福祉施設の利用者などを対象とした交通安全教室や高齢者のドライビングスクール等を開催し、交通事故防止を図ります。	危機管理室
防犯講座の開催	高齢者を狙った電話de詐欺などの犯罪による被害を防止するため、高齢者を対象とした防犯講座を開催します。	危機管理室
防災講座の開催	高齢者が災害時に適切な避難行動をとることができるよう防災知識の普及を促進するため、高齢者を対象とした防災講座を開催します。	危機管理室
ハザードマップの作成	各種災害に対応した総合的な「防災ハザードマップ」を作成し、避難の目安となる災害の想定区域や避難行動などを周知することで、災害に対する準備や災害時の適切な避難を促します。	危機管理室
防災・防犯メールの登録	防災情報の入手は、複数の方法を活用するよう啓発し、防災・防犯メールの登録を推奨します。登録方法が分からない高齢者には登録作業を代行し、携帯電話等を持たない高齢者の代わりに、家族（遠方に居住する親族なども）の登録を推奨します。	危機管理室
消費者被害防止講座	地区のシニアクラブや社会福祉協議会、介護事業者など、申込団体等の要望、目的に応じて消費生活相談員による出前講座を実施します。	消費生活センター
消費者被害防止啓発	消費生活センターが主催する消費者講座のなかで、相談事例や悪質商法などの消費生活情報を提供し、家族・近隣の「見回り・見守り」の強化を目指します。また、民生委員、介護ヘルパー等と協力して、高齢者の消費者トラブルの未然防止に努めます。	消費生活センター
消費生活相談	消費生活相談員による相談を実施します。	消費生活センター

◇実施状況と計画

年 度 事業名等	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
防災・防犯メール 登録者数	4,908 件	5,123 件	6,440 件	7,000 件	7,500 件	8,000 件
消費者被害防止 講座	8 回 705 人	11 回 726 人	4 回 500 人	8 回 700 人	8 回 700 人	10 回 720 人

ウ 災害及び感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や新型コロナウイルスをはじめとする、ウイルス等の感染症対策について、全市的な方向性のもと対応を図ります。

災害時に避難行動要支援者の迅速かつ円滑な支援が行えるよう、高齢者の防災意識の向上を図るとともに、支援体制の整備を図ります。

主な取組	事業内容	担当課・機関
避難行動要支援者名簿の整備	75 歳以上のひとり暮らしの方、75 歳以上高齢者のみ世帯、要介護 3 以上または、障害を有する方で、災害時に一人では避難できない方の名簿の整備を進めます。また、支援協力者となりえるケアマネジャーや民生委員など関係者と連携し、個別支援計画について検討します。	高齢者福祉課 障害支援室 危機管理室
介護事業所や介護支援専門員との連携	防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練等を実施します。「介護支援専門員災害対応マニュアル」に基づき、定期的な啓発や研修会を開催します。	高齢者福祉課

（８）地域包括ケアシステムを支えるための人材の確保と資質向上及び業務効率化

介護等、高齢者福祉に関わる継続的な人材確保が難しくなっており、今後も、高齢化率の増加とともにさらなる人材不足が予想され、介護現場の質の向上や負担軽減等に取り組む必要があります。ボランティアポイント制度の検討など、長期的な視点のもと検討を進めます。

ア 介護サービス及び地域支援事業の質の向上

主な取組	事業内容	担当課・機関
地域ケア実務者会議	介護職員等の資質向上に向け、地域ケアに関わる介護・福祉・医療・災害などの情報交換や研修会を開催します。	地域包括支援センター
介護支援専門員の資質向上に向けた研修	介護支援専門員の自主組織「てうしケアマネクラブ」と連携し、研修会の開催等、活動を支援します。	地域包括支援センター

◇実施状況と計画

事業名等 \ 年 度	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域ケア実務者会議	4 回 279 人	3 回 244 人	2 回	3 回	3 回	3 回

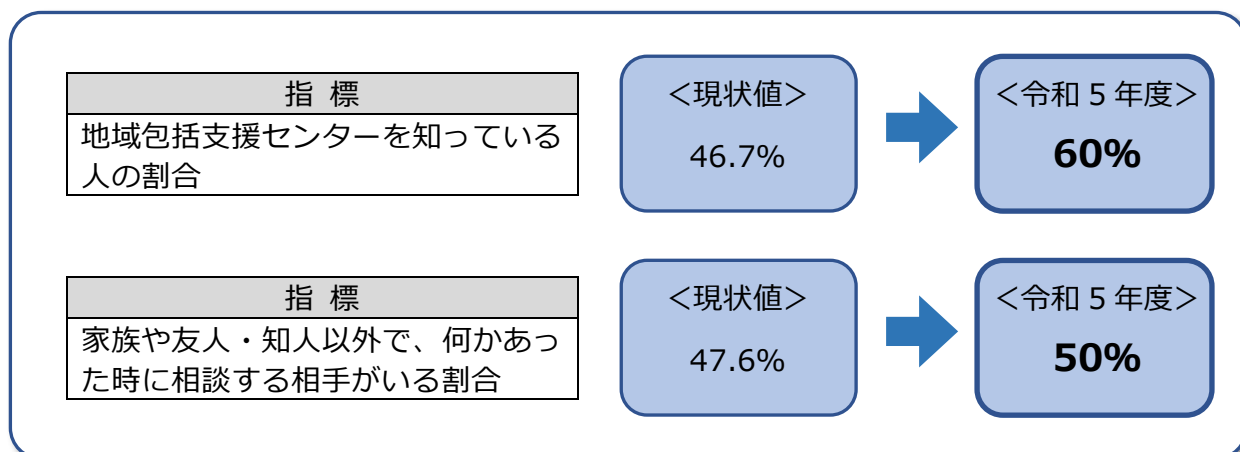
イ 介護人材の確保

主な取組	事業内容	担当課・機関
新たな介護人材の確保	介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修の研修費用の助成を行い、新たな人材の就業を促進します。	高齢者福祉課
ボランティア・NPOの育成	高齢者介護を支える介護の担い手を確保するため、第 2 層協議体の活動支援や、介護予防・地域支え合いサポーター養成講座を通して、活動の担い手の発掘と養成に取り組みます。	高齢者福祉課

ウ 業務効率化

主な取組	事業内容	担当課・機関
介護分野の文書に係る負担軽減	個々の申請様式・添付書類や手続きの簡素化、様式例の活用による標準化について、省令一部改正を踏まえて速やかに実施し、事業所等への適切な周知に努めます。	高齢者福祉課
介護分野における ICT 活用	介護現場における ICT 活用を進めるための、各種助成制度などの周知に努めます。	高齢者福祉課

◇「基本施策 1 高齢者を支える社会基盤の整備」における関連指標



2 介護予防の推進と高齢者の生きがづくり

(1) 健康寿命延伸に向けた健康づくりの推進

平均寿命を見ると、銚子市は千葉県下（54 市町村中）男性 54 位、女性 50 位となっています。

また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、現在治療中、または後遺症のある病気において、生活習慣を起因として発症すると考えられる疾患が見受けられ、疾病の予防、克服のために健全な生活習慣の定着を図り、健康維持・増進に取り組む必要があります。

銚子健康プランや地域保健活動などの取組を進め、健康に関する意識の普及や自分自身の健康は自分で守るという意識向上を図り、健康寿命の延伸に努めます。

◇平均寿命の比較

	男性		女性	
	年齢	順位	年齢	順位
銚子市	79.4 歳	千葉県 54 位	86.2 歳	千葉県 50 位
千葉県	81.0 歳	全国 16 位	86.9 歳	全国 30 位
全国	81.4 歳	世界 3 位	87.5 歳	世界 2 位

資料：令和元年簡易生命表(全国)・平成 27 年都道府県生命表(千葉県・銚子市)

◇主要死因別死亡状況（平成 30 年・上位 3 位）

（単位：人、％）

順位	銚子市			千葉県			全国		
	死因	死亡者数	総死亡者数に占める割合	死因	死亡者数	総死亡者数に占める割合	死因	死亡者数	総死亡者数に占める割合
1	悪性新生物	259	24.7	悪性新生物	16,993	28.5	悪性新生物	373,584	27.4
2	心疾患	198	18.9	心疾患	9,346	15.7	心疾患	208,221	15.3
3	脳血管疾患	113	10.8	脳血管疾患	4,600	7.7	老衰	109,605	8.0

資料：銚子市統計書(千葉県衛生統計年報)

ア 各種検（健）診の受診環境の整備と周知啓発の推進

各種検（健）診の受診体制等を整備し、疾病予防の推進に取り組みます。

① 主体的に健康づくりに取り組めるような支援

市民の健康行動への励みになるようインセンティブの導入、具体的には健康づくりに繋がる行動にポイントを付与して、たまったポイントに応じて景品を贈るという方法を検討します。

② 受診しやすい環境の整備

集団健診と個別健診を市民の利便性を考慮し、併用して実施します。また、受診機会を拡大させるため、集団健診を土・日に実施することや検（健）診によっては予約制で実施するなど受診しやすいよう実施します。

③ 検診情報のPR活動を展開

受診のきっかけは個別通知が一番有効であると思われるので、個別通知の郵送を継続していくほか、広報ちょうし、ホームページや子育てライン、保健事業を通してのPR活動を推進します。

主な取組	事業内容	担当課・機関
各種検（健）診体制等の充実	がん検診（胃・大腸・肺・乳・子宮）をはじめ、各種健診（特定健康診査・後期高齢者の健康診査・骨粗しょう症検診・歯周疾患検診）の実施や人間ドック受診の助成を行います。	保健事業室 保険年金室

◇実施状況と計画

（単位：％）

事業名等 \ 年 度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (目標)
特定健康診査受診率	40.6	38.9	47.0 (目標値)	51.5	56.0	60.0
後期高齢者の健康診査 受診率	26.2	25.2	38.8 (目標値)	39.8	40.8	41.8

※目標値：特定健康診査受診率は、銚子市国民健康保険保健事業計画（データヘルス計画）から、後期高齢者の健康診査受診率は、千葉県後期高齢者医療広域連合第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）からそれぞれの数値を記載

イ 健康的な生活習慣の推進

あらゆる機会を通して、市民一人ひとりが自分にあった健康づくりや食生活等の健康的な生活習慣を確立することができるよう支援します。

主な取組	事業内容	担当課・機関
健康づくり相談	保健師・管理栄養士・歯科衛生士が個人の病態にあった健康知識の提供・生活習慣の改善を目指し、分かりやすい教材を活用し具体的な助言を行います。その他、窓口や電話での相談にも、随時対応します。	保健事業室
歯科健康相談	多くの市民が集う特定健診時や、健康づくり相談で口腔に関しての指導や助言を行います。また、窓口や電話等での相談も行います。	保健事業室
特定保健指導	特定健診の結果から、生活習慣病のリスクが重複している方に対して、生活習慣の改善に取り組んでいただくために、保健師・管理栄養士が3～6か月間支援します。面接のほか、電話やメールでの対応など個々の状況に対応した方法を取り入れます。	保健事業室

ウ 健康知識の普及

保健師や管理栄養士が食生活健康推進員とともに、減塩活動や生活習慣病予防の健康情報の発信に努めます。

主な取組	事業内容	担当課・機関
集団健康教育	市民の健康づくりを目的に、健康学習・生活習慣病改善に必要な知識の啓発活動を推進します。具体的には医師や保健師、管理栄養士などが協働し、講演会や地域、学校などに出向いて実施します。	保健事業室
食生活健康推進員活動	住民に対する健康づくりに関する情報などの伝達活動の取組を、地区活動として積極的に実施します。	保健事業室

(2) 介護予防・生活支援サービスの推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしくいきいきとした生活が送れるよう、介護予防や生活支援の充実を目指します。

ア 一般高齢者の介護予防活動の促進

地域のつながりのなかで、互いに支えあい、元気なうちから生活機能の低下を予防するための活動に主体的に取り組んでいけるよう、知識の普及や意識啓発、通いの場の創設と継続運営を支援します。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組みます。

主な取組	事業内容	担当課・機関
介護予防把握事業	委託型地域包括支援センターや民生委員等と連携し、要介護状態となるおそれの高い状態にある高齢者を把握し、介護予防活動へつなげます。	高齢者福祉課
介護予防普及啓発事業 ・めざせ！健康シニア講座 ・市民ふれあい講座 等	65 歳以上の全ての高齢者が、介護予防に向けて自主的な取組ができるよう、介護予防に関する知識・情報の普及啓発を行います。	高齢者福祉課
地域介護予防活動支援事業 ・ふれあい交流サロン支援 ・介護予防・地域支え合いサポーター養成講座	地域で身近な住民主体の通いの場の設置を推進します。また、地域で介護予防のための活動を支援するサポーターの育成を行います。	高齢者福祉課
一般介護予防事業評価事業	地域の介護予防やリハビリテーション活動などの一般介護予防事業について、目標達成状況等の検証を行い、事業評価を行います。	高齢者福祉課
地域リハビリテーション活動支援事業 ・プラチナ体操支援等	地域における介護予防の取組を強化するため、「銚子プラチナ体操」団体へリハビリテーション専門職を派遣します。	高齢者福祉課
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進 ・シニア健こう教室 ・シニア健こう応援隊 等	健診や医療・介護のデータを分析し高齢者個々の状況及び地域の健康課題を把握することで、フレイル(※)予防や疾病・重症化予防が必要な高齢者に対し、個別相談と指導を行います。また、通いの場へ医療専門職を派遣し、運動・栄養・口腔等の健康教育・相談を実施します。	保健事業室 保険年金室 高齢者福祉課

※フレイルとは、加齢により心身の活力（運動機能、認知機能、社会とのつながり等）が低下し、健康な状態と要介護状態の中間的な状態のこと。

◇実施状況と計画

年 度 事業名等		平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度	令和 2 年度 (11 月末 現在)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護予防普及啓発事業 (めざせ！元気シニア講座、 市民ふれあい講座等受講延人数)		1,342 人	1,322 人	974 人	1,400 人	1,500 人	1,600 人
ふれあい交流サロン支援 (サロン参加延べ人数)		2,605 人	2,299 人	835 人	2,700 人	2,700 人	3,100 人
介護予防・地域支え合いサポーター養成講座 受講者数(実数)		23 人 (※)	中止	32 人	50 人	50 人	50 人
プラチナ体操団体数及び参加人数		34 団体 386 人	45 団体 508 人	44 団体 505 人	60 団体 600 人	70 団体 700 人	80 団体 800 人
保健事業と 介護予防の 一体的実施	低栄養指導数			30 人 予定	50 人	50 人	50 人
	医療専門職 派遣団体数			8 団体 予定	8 団体	10 団体	15 団体

※平成 30 年度はプラチナサポーター養成講座として開催していた。

イ 生活機能等の低下の心配が大きい高齢者のための介護予防活動の促進

介護予防に向けた支援の必要な高齢者を対象に、要介護状態になることを予防するため、訪問や通所など、サービス形態の特徴を活かした提供体制の構築を図るとともに、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの効果的な実施を図ります。

社会資源や地域課題を把握し、専門職以外が提供できるサービスについて検討します。

主な取組	事業内容	担当課・機関
訪問型サービス	地域の状況に応じて、日常生活上の支援や移送に関する事など、幅広い利用者のニーズに応えられるよう、多様な主体によるサービスを検討します。	高齢者福祉課
通所型サービス	地域の状況に応じて、通いの場に短期集中的に関わる事など、緩和型サービスの実施検討や担い手確保等も踏まえ、多様な主体によるサービスを検討します。	高齢者福祉課

主な取組	事業内容	担当課・機関
介護予防ケアマネジメント	要支援１・２の介護認定を受けた方や事業対象と判定された方(※)に対する介護予防ケアプランを作成し、介護予防や日常生活支援に向けたケアマネジメントを行います。また、適切な介護予防ケアマネジメント、ケアプランの作成を行うため、研修会等を実施します。	地域包括支援センター
その他の生活支援サービス	高齢者のニーズと、それに対応できる地域資源の情報を適切に把握し、不足する生活支援の創出について検討します。	高齢者福祉課

※事業対象と判断された方とは、介護の原因となりやすい生活機能の低下の有無を確認する基本チェックリストを受けて、生活機能の低下がみられた方。

ウ 生活支援体制整備の推進

地域で支えあう必要性を周知しているものの、互助に取り組む意識がまだ十分とは言えず、ニーズの把握とともに、全ての日常生活圏域に第２層生活支援コーディネーターや協議体を設置し、地域で支えあう体制整備を進めます。

また、地域支え合いサポーターを育成し、各自の趣味や特技、経験を生かして地域のサポーターとして社会に参加し、交流する仕組みを検討します。

主な取組	事業内容	担当課・機関
生活支援コーディネーターの配置	市内の社会資源を把握するとともに、高齢者の支援のために情報源となる便利帳の更新や介護予防・地域支え合いサポーター養成講座の充実、サポーター活動の場の創設や、生活支援ニーズと支援のマッチングに努めます。	高齢者福祉課
協議体の設置・運営支援	定期的に地域支え合い推進会議を開催し、市内の社会資源の情報共有・不足しているサービスの把握等に努めます。	高齢者福祉課
介護予防・地域支え合いサポーター養成講座	地域でさりげない気づかいや目配りをするなど、地域づくりを支援するサポーターの育成を行います。	高齢者福祉課

(3) 生きがいくりと社会参加への支援

高齢者が、様々な活動に参加することにより、いつまでも地域でいきいきと暮らせるよう自主活動団体の支援など社会参加を促進するとともに、地域の担い手として、活躍できる場や仕組みづくりについて検討します。また、地域で学び合い仲間づくりを促進するため、高齢者向けの講座をはじめ、高齢者の生涯学習活動を支援します。

主な取組	事業内容	担当課・機関
ポイント制度を活用したボランティアの促進	趣味や技能を生かした生きがいくりを促進するため、ボランティアポイント制度をはじめとする仕組みづくりを検討します。	高齢者福祉課
シニアクラブ活動	銚子市シニアクラブ連合協議会の活動である、運動会や芸能大会、グラウンドゴルフ大会、各地域におけるクラブ活動に対して支援します。	高齢者福祉課
銚子雑学塾の開催	年齢・性別に関係なく誰でも参加できる塾です。塾生の自主企画・自主運営活動に対して支援します。新規参加者の増加を目指し、引き続き広報周知を図ります。	生涯学習室
高齢者学級の開催	シニアクラブと連携し、各地区で開催します。地域に貢献するための教養、趣味や地域文化伝承等の学習を通じ、積極的な社会参加を推進します。多様な手法を加え参加者の増加を目指します。	市民センター
歌声の集い	高齢者等の生きがいくりとして、「往年の歌声喫茶」を再現し、合唱を通じた交流を促進します。	市民センター
大活字本の購入	弱視の方、高齢者に読みやすい大活字本の収集と提供に努めます。	公正図書館
高齢者向け紙芝居の購入	高齢者施設や通いの場などで活用できる紙芝居の収集と提供に努めます。	公正図書館
生涯学習関連機関等との連携	千葉科学大学や千葉県生涯学習大学校東総学園等、市内の生涯学習関連機関との連携や情報提供等により、高齢者の多様な学びの機会づくりを支援します。	高齢者福祉課

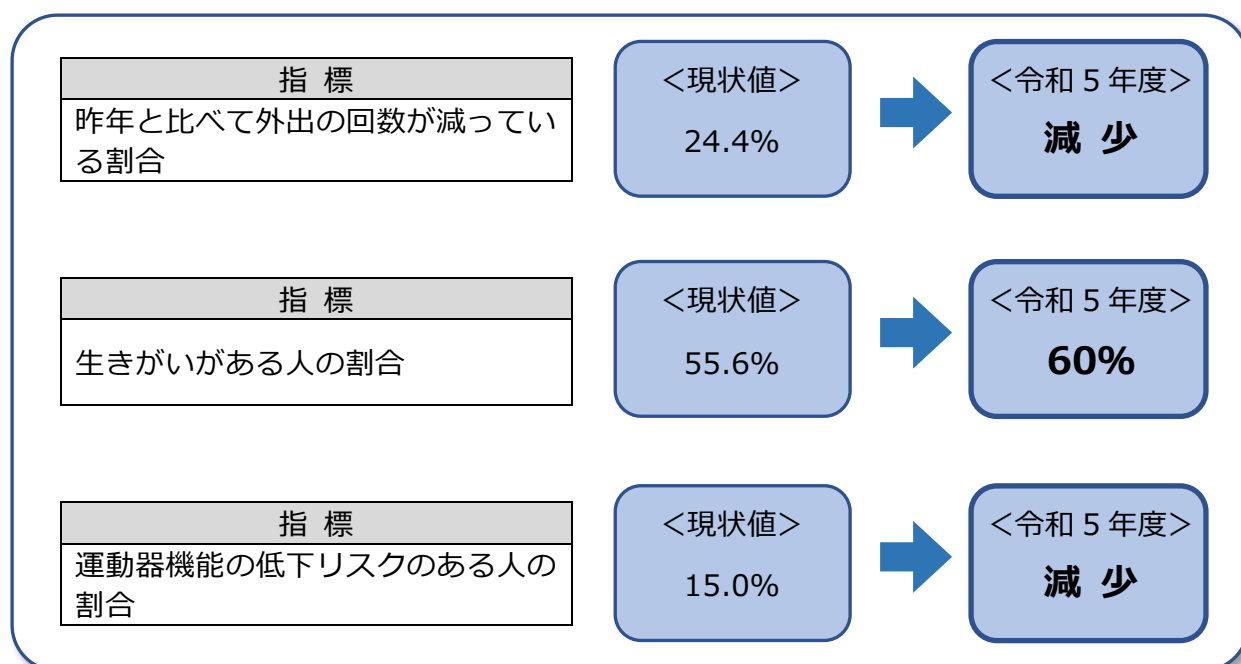
(4) 高齢者の就労支援

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、収入のある仕事をしている割合が増加しており、定年退職後も、同じ職場や新たな職場で働き続ける方が増えています。

年金受給年齢の引き上げと連動して、生活のためだけではなく、働くことが生きがいとなり、健康や活力の維持につながるなど、高齢社会における多様な効果も期待されるなかで、そうした意欲を受け止め、いきいきと働くことのできる環境づくりを推進します。

主な取組	事業内容	担当課・機関
シルバー人材センター活動	高齢者の経験や技能を活かした働く機会を提供し、社会参加と生きがい活動を支援します。	高齢者福祉課

◇「基本施策 2 介護予防の推進と高齢者の生きがいづくり」における関連指標



3 尊厳ある暮らしの支援

(1) 認知症施策の推進

高齢者の増加に伴い、認知症は誰もがなりえるものであり、家族や身近な人が認知症になることを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

「認知症施策推進大綱」に基づき認知症の発症を遅らせ、認知症になっても周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って日常生活を過せる社会を目指し、認知症地域支援推進員や千葉県認知症支援コーディネーターを中心に総合的な支援を検討し、認知症施策を推進します。

引き続き、普及啓発、適切な医療・介護等の提供、家族介護者への支援、地域での見守り体制の整備に取り組みます。

主な取組	事業概要
認知症初期集中支援チームの運営	認知症で困っている方や家族からの相談を受け、早期に集中的に関わり、必要な支援につなげます。
認知症地域支援推進員の配置と活動の推進	「認知症施策を考える会」を開催し、総合的な支援を検討します。また、普及啓発支援や認知症サポーター養成講座の開催、認知症カフェの開設を支援します。
認知症サポーター養成講座	認知症サポーター養成講座を開催し、サポーター数の増加を目指します。企業や職域での開催を促進するため、講座を受講した企業に「認知症の方を応援する、認知症の方や家族にとってやさしい店」の証となる、認知症サポーターステッカーを交付します。また、認知症サポーターが、温かく見守る理解者から一歩進んで、地域での活動の実践者となるようステップアップ講座を開催し、チームオレンジ(※1)の結成を目指します。
啓発普及と情報提供の充実	認知症ケアパス(※2)の改訂、配布に取り組みます。また、世界アルツハイマーデー及び月間に、普及や啓発活動を行います。
徘徊高齢者等家族支援事業	在宅の徘徊高齢者を介護している家族に対し、徘徊探索サービスの初期費用に係る経費の一部を助成します。また、認知症高齢者を抱える家族のために、交流会等を開催します。
認知症SOSネットワーク事業	徘徊の恐れがある高齢者の事前登録を推進し、警察や関係機関と協力して、行方不明になった認知症高齢者を早期に発見します。
認知症カフェ開設支援補助事業	3つの日常生活圏域に各2か所のカフェの開設を促進するため、開設費の一部を助成します。

※1：チームオレンジとは、認知症サポーターが、自主的に行ってきた活動をさらに一歩前進させ、チームを編成し、認知症の人や家族に対する生活支援を行う。

※2：認知症ケアパスとは、認知症の状態（症状や進行）にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、わかりやすく示したもの。

◇実施状況と計画

(単位：人、箇所)

年 度 事業名等		平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
認知症サポーター養成 講座受講者数		5,009	5,314	5,450	5,600	5,700	5,800
ステッカー交付事業所数				3	6	9	12
カフェ 設置数	第1日常生活圏域	2	2	2	2	2	2
	第2日常生活圏域	1	1	1	1	2	2
	第3日常生活圏域	0	1	1	1	1	2

(2) 高齢者虐待への対応

高齢者虐待を早期に発見し、適切に対応するため、保健、医療、福祉、介護関係者との連携を強化し、高齢者虐待対応のネットワークづくりを推進します。

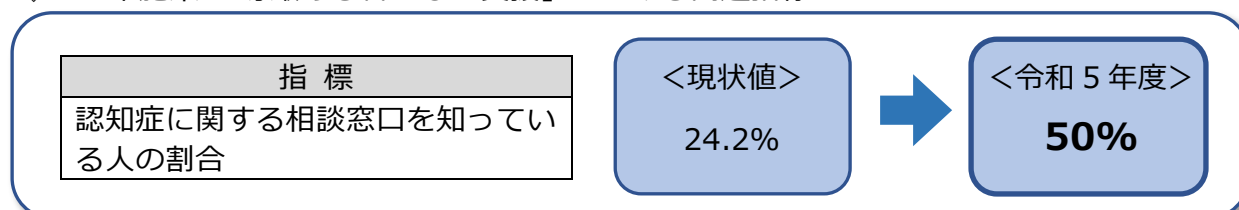
主な取組	事業概要
虐待対応ネットワークの推進	地域包括支援センターが受理した虐待事例について、虐待の有無と緊急性の判断、対応方針を決定するコアメンバー会議の開催や、虐待解消に向けた関係者会議の充実を図ります。
高齢者虐待等緊急一時保護事業	高齢者虐待等により緊急保護を要する高齢者に対し、老人短期入所施設などに一時的に避難する場を確保します。

(3) 成年後見制度への対応

親族からの支援がない認知症高齢者等に対し、成年後見制度の周知や適切な利用支援を推進します。また、必要となる市民後見人の確保に向けた取組を推進します。

主な取組	事業概要
成年後見制度の推進	地域包括支援センターの専門職を中心に、成年後見制度の周知や活用促進の周知に取り組みます。
成年後見制度利用支援事業	判断力の低下した高齢者の権利擁護を図るため、成年後見制度を利用する高齢者に利用支援を行います。また、状況に応じて後見人への報酬の助成を行います。
市民後見人養成事業	市民後見人（弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職以外の後見人）を育成するとともにその活動を支援するなど、地域での市民後見活動の仕組みづくりを進めます。

◇「基本施策3 尊厳ある暮らしの支援」における関連指標



V 介護保険サービスの見込みと介護サービス基盤の整備

介護保険制度に基づく給付等のサービス体系は下表のとおりです。各サービスの実施見込みについては、次項から記載しています。

なお、見込量については、国の「見える化システム」における算出結果を踏まえた値となっています。

表 介護給付等サービスの体系

予防給付（要支援１・２）	介護給付（要介護１～５）
介護予防サービス	居宅サービス
介護予防訪問入浴介護	訪問介護
介護予防訪問看護	訪問入浴介護
介護予防訪問リハビリテーション	訪問看護
介護予防居宅療養管理指導	訪問リハビリテーション
	居宅療養管理指導
介護予防通所リハビリテーション	通所介護
介護予防短期入所生活介護	通所リハビリテーション
介護予防短期入所療養介護 （老健・病院等・介護医療院）	短期入所生活介護
介護予防福祉用具貸与	短期入所療養介護 （老健・病院等・介護医療院）
特定介護予防福祉用具購入費	福祉用具貸与
介護予防住宅改修費	特定福祉用具購入費
介護予防特定施設入居者生活介護	住宅改修費
介護予防支援	特定施設入居者生活介護
地域密着型介護予防サービス	居宅介護支援
	地域密着型サービス
介護予防認知症対応型通所介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
介護予防小規模多機能型居宅介護	夜間対応型訪問介護
介護予防認知症対応型共同生活介護	地域密着型通所介護
	認知症対応型通所介護
	小規模多機能型居宅介護
	認知症対応型共同生活介護
	地域密着型特定施設入居者生活介護
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
	施設サービス
	介護老人福祉施設
	介護老人保健施設
	介護医療院
	介護療養型医療施設

1 被保険者数・要介護等認定者数の将来推計

人口の推移に基づき、介護保険被保険者数及び要介護等認定者数を推計すると、下表のようになります。本計画期間内における第1号被保険者数の状況は、総数では微減傾向ですが、認定者数は微増が見込まれます。

また、長期的にみると、要介護等認定率は上昇する見込みです。

◇介護保険被保険者数の推移の推計

(単位：人)

	実績値	推計値（第8期）				中・長期の推計値			
	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度 (2025)	令和12 年度 (2030)	令和17 年度 (2035)	令和22 年度 (2040)	
総数	41,747	41,217	40,632	39,878	38,271	34,733	31,030	27,424	
第1号 被保険者数	22,288	22,268	22,195	21,951	21,367	20,216	18,759	17,229	
第2号 被保険者数	19,459	18,949	18,437	17,927	16,904	14,517	12,271	10,195	

令和2年度は「介護保険事業状況報告月報」9月末

推計値は「見える化システム」将来推計機能を活用した独自推計による

◇要介護等認定者数の推計

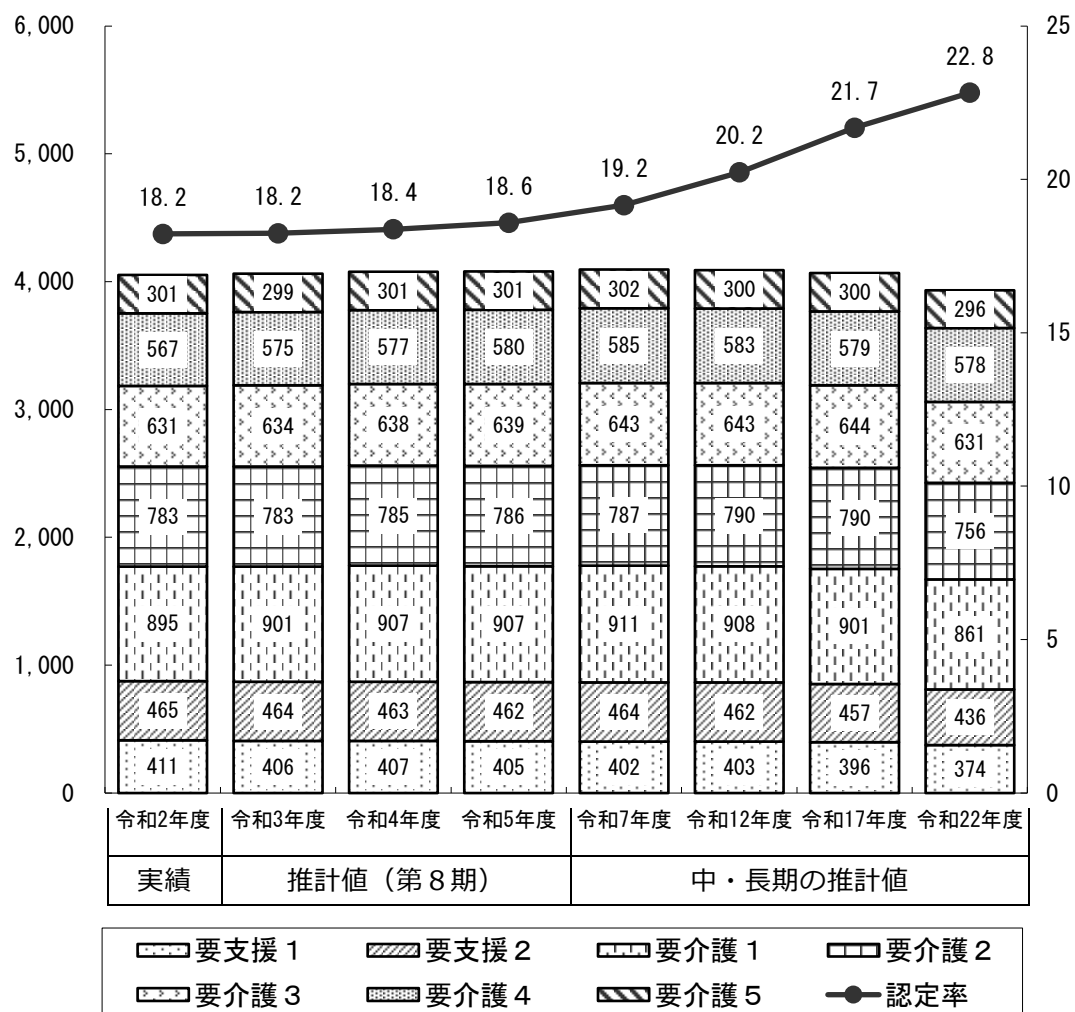
(単位：人)

	実績値	推計値 (第8期)				中・長期の推計値			
	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度 (2025)	令和12 年度 (2030)	令和17 年度 (2035)	令和22 年度 (2040)	
総数	4,144	4,152	4,165	4,163	4,176	4,155	4,126	3,978	
要支援1	417	412	413	411	408	407	400	377	
要支援2	472	471	470	469	471	467	462	439	
要介護1	917	924	929	928	931	925	916	873	
要介護2	805	805	805	806	807	806	804	768	
要介護3	649	651	655	654	658	656	655	640	
要介護4	575	583	585	587	592	589	584	582	
要介護5	309	306	308	308	309	305	305	299	
うち第1号 被保険者数	4,053	4,062	4,078	4,080	4,094	4,089	4,067	3,932	
要支援1	411	406	407	405	402	403	396	374	
要支援2	465	464	463	462	464	462	457	436	
要介護1	895	901	907	907	911	908	901	861	
要介護2	783	783	785	786	787	790	790	756	
要介護3	631	634	638	639	643	643	644	631	
要介護4	567	575	577	580	585	583	579	578	
要介護5	301	299	301	301	302	300	300	296	

令和2年度は「介護保険事業状況報告月報」9月末

推計値は「見える化システム」将来推計機能を活用した独自推計による

◇要支援・要介護認定者数／認定率の推計（第1号被保険者のみ）（単位：人、％）



2 介護等サービスの見込み

(1) 居宅サービス

要介護（要支援）者が、住み慣れた居宅で生活を送りながら利用することのできるサービスです。在宅介護における柱となる居宅サービスは、居宅に訪問する訪問サービス、施設に通う通所サービス、施設に短期間入所する短期入所サービスがあります。関係機関等との連携を図り、サービス必要量の確保と質の向上に努めます。

① 訪問介護

ホームヘルパーが居宅を訪問して、身体介護や生活援助を行い、利用者が在宅で自立した生活を継続することができるよう支援するサービスです。

(1 か月あたり)

介護サービス	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
回数(回)	14,762	13,820	13,191	13,700	13,560	13,537	13,019	12,515
人数(人)	741	760	724	767	763	761	742	708

② 訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）

看護師、介護士が居宅を訪問し、移動入浴車による入浴介助を行うサービスです。

（1 か月あたり）

介護サービス	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
回数(回)	438	470	448	520	525	525	530	493
人数(人)	94	99	89	96	97	97	98	92

介護予防サービス	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
回数(回)	8	1	0	0	0	0	0	0
人数(人)	2	1	0	0	0	0	0	0

③ 訪問看護（介護予防訪問看護）

医療依存度の高い利用者の在宅生活を支えるため、看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。

（1 か月あたり）

介護サービス	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
回数(回)	808	865	904	941	956	956	961	952
人数(人)	88	99	105	102	104	104	104	103

介護予防サービス	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
回数(回)	25	39	44	40	30	33	33	33
人数(人)	3	4	4	4	3	3	3	3

④ 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

通院が困難な利用者に対して、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が医師の指示に基づき、訪問してリハビリテーションを行うサービスです。

(1 か月あたり)

介護サービス	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
回数(回)	395	465	468	492	499	499	499	491
人数(人)	54	56	54	58	59	59	59	58

介護予防サービス	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
回数(回)	51	71	47	47	47	47	47	47
人数(人)	8	11	8	8	8	8	8	8

⑤ 居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が居宅を訪問して療養上の管理や指導を行うサービスです。

(1 か月あたり)

介護サービス	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	83	69	80	75	75	75	76	72

介護予防サービス	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	1	3	6	6	6	6	6	5

⑥ 通所介護

デイサービスセンター等に通い、食事、入浴等の日常生活上の支援やレクリエーションを行うサービスです。

(1 か月あたり)

介護サービス	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
回数(回)	5,387	6,200	5,778	6,419	6,510	6,522	6,509	6,054
人数(人)	546	636	606	665	674	675	674	626

⑦ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）

医療機関や老人保健施設に通い、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを行うサービスです。

(1 か月あたり)

介護サービス	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
回数(回)	3,036	2,986	2,484	2,968	2,968	2,977	2,977	2,936
人数(人)	365	367	316	364	364	365	365	360

介護予防サービス	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	47	50	41	51	51	51	51	49

⑧ 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）

在宅の利用者が、福祉施設などに短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスです。

（1 か月あたり）

介護サービス	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
日数(日)	1,243	1,402	1,110	1,455	1,435	1,431	1,428	1,347
人数(人)	139	150	98	147	145	143	142	133

介護予防サービス	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
日数(日)	17	13	6	5	5	5	5	5
人数(人)	3	3	2	2	2	2	2	2

⑨ 短期入所療養介護〔老人保健施設〕（介護予防短期入所療養介護〔老人保健施設〕）

病状が安定期にある在宅の利用者が、介護老人保健施設に短期間入所し、介護や医学的管理下における看護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話を行うサービスです。

（1 か月あたり）

介護サービス	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
日数(日)	268	306	203	303	303	303	297	291
人数(人)	38	44	31	44	44	44	43	42

介護予防サービス	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
日数(日)	2	2	0	0	0	0	0	0
人数(人)	1	1	0	0	0	0	0	0

⑩ 短期入所療養介護〔病院等〕（介護予防短期入所療養介護〔病院等〕）

病状が安定期にある在宅の利用者が、療養病床に短期間入所し、介護や医学的管理下における看護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話を行うサービスです。

⑪ 短期入所療養介護〔介護医療院〕（介護予防短期入所療養介護〔介護医療院〕）

病状が安定期にある在宅の利用者が、介護医療院に短期間入所し、介護や医学的管理下における看護、機能訓練、その他必要な日常生活上の世話を行うサービスです。

⑫ 福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）

歩行器、歩行補助杖や介護ベッドなど、日常生活の自立を助ける福祉用具の貸与を行うサービスです。

（1 か月あたり）

介護サービス	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	1,065	1,159	1,215	1,225	1,232	1,228	1,228	1,178

介護予防サービス	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	163	162	148	158	158	156	155	144

⑬ 特定福祉用具購入費（介護予防特定福祉用具購入費）

入浴や排せつ時などに利用する、貸与になじまない福祉用具の購入費を支給するサービスです。

(1 か月あたり)

介護サービス	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	22	18	25	25	25	25	25	24

介護予防サービス	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	6	4	4	6	6	6	6	6

⑭ 住宅改修費（介護予防住宅改修費）

手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修に対して、対象経費（上限 20 万円）の一部を支給するサービスです。

(1 か月あたり)

介護サービス	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	15	13	12	13	13	13	12	9

介護予防サービス	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	6	6	3	7	7	7	6	5

⑮ 特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）

特定施設の指定を受けている有料老人ホーム、ケアハウス等に入居中の高齢者が、要支援・要介護状態になったとき、日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うサービスです。

(1 か月あたり)

介護サービス	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	36	39	53	47	45	45	48	47

介護予防サービス	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	2	5	8	7	7	7	9	8

⑯ 居宅介護支援（介護予防支援）

在宅の利用者がサービスの適切な利用ができるよう、利用者の心身の状況、置かれている環境、意向等を勘案して居宅サービス計画を作成し、サービス提供事業者等の連絡調整を行うサービスです。

(1 か月あたり)

介護サービス	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	1,732	1,815	1,823	1,860	1,870	1,863	1,863	1,778

介護予防サービス	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	204	206	190	188	187	187	187	174

(2) 地域密着型サービス

高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けられるように支援するサービスである地域密着型サービスについては、地域的な配置に留意しながら、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護等の充実を図ります。

各サービスにおける見込み量については、以下のとおりです。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回訪問や随時通報を受け、訪問介護と訪問看護を受けることができるサービスで、要介護1以上の認定者が対象です。

(1 か月あたり)

介護サービス	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	1	2	2	2	2	3	20	20

② 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的に巡回し、または随時通報を受けて、利用者のニーズに応じて随時対応する訪問介護で、要介護1以上の認定者が対象です。

③ 地域密着型通所介護

要支援・要介護認定者がデイサービスセンター（利用定員18人以下の小規模事業所）に通い、入浴、食事の提供、その他の日常生活上の世話、日常生活動作訓練を行うサービスです。

(1 か月あたり)

介護サービス	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
回数(回)	3,242	3,152	3,034	3,415	3,454	3,463	3,464	3,257
人数(人)	323	325	323	343	347	348	348	326

④ 認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）

認知症のある利用者を対象とした通所介護サービスです。

（1 か月あたり）

介護サービス	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
回数(回)	198	154	160	227	227	227	227	218
人数(人)	20	14	17	20	20	20	20	19

⑤ 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）

「通い」を中心に、利用者の状態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」を柔軟に組み合わせてサービスを提供することにより、在宅での生活継続を支援するサービスで、1 か所あたり 29 人以下の登録制です。

（1 か月あたり）

介護サービス	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	119	121	118	131	131	148	155	148

介護予防サービス	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	13	10	10	12	12	15	18	17

⑥ 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）

要支援 2 以上の認知症の症状がある方が、5～9 人ごとの共同生活をする住居において、日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。本人の残された能力を引き出し、安心できる生活を支えます。

(1 か月あたり)

介護サービス	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	85	71	64	74	74	81	90	86

⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設の指定を受けた有料老人ホーム等に入居している要介護認定者等に、その施設が提供する入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話や機能訓練及び療養上の世話を行うものです。

(1 か月あたり)

介護サービス	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	22	24	25	25	25	25	26	26

⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の地域密着型の介護老人福祉施設で、入所者の入浴・排せつ・食事などの日常生活上の世話や療養上の世話を行うものです。

(1 か月あたり)

介護サービス	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	20	20	21	22	22	22	22	22

⑨ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護などを組み合わせて、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられるサービスで、要介護１以上の認定者が対象です。

(3) 施設サービス

常に介護が必要な方の入所を受け入れる施設サービスについては、入所者が可能な限り在宅復帰できることを念頭に、入浴や食事などの日常生活上の支援や機能訓練等を提供します。

介護老人福祉施設等の入所希望などの状況を踏まえ、地域的な配置バランスに留意しながら、サービス提供体制の充実を図ります。

① 介護老人福祉施設

常時介護が必要で、居宅での生活が困難な要介護者が入所し、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理等が受けられるサービスです。

市内の3施設の入所状況をはじめ、近隣の動向を把握し、入所者の重度化を考慮しながら適切な利用を促進します。

(1 か月あたり)

介護サービス	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	362	371	369	376	376	376	375	366

② 介護老人保健施設

医療施設等での治療を終え、状態が安定している要介護者が在宅復帰を目指し、リハビリテーションを中心としたサービスが受けられる施設です。

医療施設の入院期間が短縮しており、介護老人保健施設は、ますます中間施設としての機能や在宅支援施設としての機能が求められています。

(1 か月あたり)

介護サービス	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	311	307	333	330	330	330	333	324

③ 介護医療院

要介護者に対し、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する医療施設です。長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア(※)」などの医療機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。

※ターミナルケアとは、病気や寿命で余命がわずかになった人に対して、精神的・身体的な苦痛やストレスなどを緩和し、生活の質を保つことを目的として、医療的・看護的・介護的なケアを行うこと。

(1 か月あたり)

介護サービス	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	0	1	0	0	0	0	2	2

④ 介護療養型医療施設

急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする要介護者が、医療、看護、介護、リハビリテーション等のサービスを受けられる施設です。

介護療養型医療施設は、平成29年度末までに廃止される予定でしたが、実情を踏まえ経過措置がとられ、令和6年3月までに「介護医療院」に移行する予定です。

(1 か月あたり)

介護サービス	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	2	2	2	2	2	2	-	-

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険の要支援1・2と認定された方や要介護（要支援）の認定を受けていなくても生活機能の低下がみられた方に対し、一人ひとりの生活に合わせた柔軟な介護予防のためのサービスを提供します。

主なサービスの見込み量は、以下のとおりです。

① 訪問型サービス

利用者が自立した生活ができるよう、ホームヘルパーによる入浴や食事などの生活支援が受けられるサービスです。

(1 か月あたり)

訪問型サービス	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
人数(人)	実績	実績	見込	推計	推計	推計	参考	参考
訪問介護相当サービス	178	165	169	196	213	225	242	221
訪問型サービスA※	6	5	4	7	10	12	14	14
訪問型サービスC※	—	—	—	—	—	3	3	3

※訪問型サービスA（緩和された基準によるサービス）

本人ができる行為は本人が行い、利用者ができない家事の援助などを行うサービス

※訪問型サービスC（短期集中予防サービス）

居宅での体力改善に向けた相談指導業務等のプログラムを、3～6 か月の短期間で行うサービス

② 通所型サービス

通所介護施設で、食事・入浴などの基本的サービスや生活行為向上のための支援、目標に合わせた選択的サービスが利用できます。

(1 か月あたり)

通所型サービス	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
人数(人)	実績	実績	見込	推計	推計	推計	参考	参考
通所介護相当サービス	186	208	196	210	221	233	240	229
通所型サービスC※	—	—	—	—	—	3	3	3

※通所型サービスC（短期集中予防サービス）

集いの場などで、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを、3～6 か月の短期間で行うサービス

③ 介護予防ケアマネジメント

介護予防・日常生活支援総合事業のみを利用する要支援相当の方を対象者とし、サービスなどが適切に提供できるようケアプランを作成します。

(1 か月あたり)

介護予防 ケアマネジ メント	平成30 年度	平成31 (令和元) 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度 (2025)	令和22 年度 (2040)
	実績	実績	見込	推計	推計	推計	参考	参考
人数(人)	261	264	261	273	278	296	333	321

3 介護保険施設等の基盤整備

(1) 介護保険サービス事業所の現状

介護保険サービス事業所の現状については、次のようになっています。

居宅サービス

サービス種類	事業所数	
訪問介護	20	(-)
訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）	1	(1)
訪問看護（介護予防訪問看護）	4	(3)
訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）	2	(2)
通所介護	12	(-)
通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）	7	(7)
短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）	3	(3)
短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）[老人保健施設]	3	(3)
短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）[病院等]	-	(-)
短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）[介護医療院]	-	(-)
福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）	3	(3)
特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）	6	(6)
特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）	1	(1)
居宅介護支援（介護予防支援）	28	(4)

*（ ）は、介護予防サービス事業所数

地域密着型サービス

サービス種類	事業所数	定員数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-
夜間対応型訪問介護	-	-
地域密着型通所介護	14	-
認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）	1	12 人
小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）	6	170 人
認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）	7	72 人
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	29 人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	20 人
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	-	-

施設サービス

サービス種類	施設数	定員数
介護老人福祉施設[特別養護老人ホーム]	3	310 人
介護老人保健施設	3	280 人
介護医療院	-	-
介護療養型医療施設	-	-

*それぞれのサービスの施設数及び定員数は、令和3年3月31日現在見込み

(2) 基盤整備の考え方

介護保険施設等の基盤整備については、次のような考え方にに基づき進めます。

施設サービス

種別	考え方
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	入所待機者は増加傾向で推移しているものの、第8期計画期間中に地域包括ケアシステムの中核を担う定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護などのサービスの充実を図る見込みです。近隣市町においても介護老人福祉施設の整備計画があることなどから、引き続き需要の把握に努めつつ検討を行い、開設意向のある事業者があれば、調整を行います。
介護老人保健施設	地域医療と地域介護との連携体制の構築のプロセスにおいて、必要な整備量などを見極めていきます。
介護医療院	介護療養病床からの転換先として、第7期から創設されたものであり、第8期中の整備目標は設定しませんが、制度の周知等も含め、開設意向のある事業者があれば、調整を行います。

地域密着型サービス

種別	考え方
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	医療的ニーズのある要介護者に対して、住み慣れた地域で訪問介護と訪問看護を一体的に提供します。 地域包括ケアシステムの中核を担うサービスとして整備を図ります。 【目標量】 1事業所
小規模多機能型居宅介護	地域包括ケアシステムの中核を担うサービスとして整備を図ります。 整備にあたっては、認知症対応型共同生活介護との併設など、整備手法の多様化を図ります。 【目標量】 1事業所
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	認知症高齢者の増加に伴い、利用希望者の増加が見込まれるため、整備を図ります。 整備にあたっては小規模多機能型居宅介護との併設など、整備手法の多様化を図ります。 【目標量】 1事業所

地域密着型サービスは、事業所確保等の新たな動きのあるものについて掲載。

4 予防給付費・介護給付費の見込み

本計画期間及び令和 7 年度・令和 22 年度の、介護保険事業に関連する給付費については、次のように推計されます。

① 予防給付費の見込み

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
	計画	計画	計画	参考	参考
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	1,317	988	1,087	1,087	1,087
介護予防訪問リハビリテーション	1,664	1,665	1,665	1,665	1,665
介護予防居宅療養管理指導	512	512	512	512	421
介護予防通所リハビリテーション	21,349	21,361	21,361	21,361	20,606
介護予防短期入所生活介護	492	492	492	492	492
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	8,460	8,460	8,348	8,300	7,708
特定介護予防福祉用具購入費	1,658	1,658	1,658	1,658	1,658
介護予防住宅改修	8,146	8,146	8,146	7,162	5,758
介護予防特定施設入居者生活介護	4,444	4,446	4,446	5,716	5,081
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	12,021	12,028	15,035	18,042	17,040
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	10,110	10,062	10,062	10,062	9,362
合 計	70,173	69,818	72,812	76,057	70,878

②介護給付費の見込み

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
	計画	計画	計画	参考	参考
(1) 居宅サービス					
訪問介護	484,848	479,950	479,153	460,515	442,838
訪問入浴介護	77,894	78,630	78,630	79,322	73,749
訪問看護	62,005	63,512	63,512	63,885	63,115
訪問リハビリテーション	16,982	17,271	17,271	17,271	16,982
居宅療養管理指導	7,303	7,307	7,307	7,408	6,977
通所介護	624,698	635,160	636,593	635,531	593,072
通所リハビリテーション	296,242	296,407	297,531	297,531	293,384
短期入所生活介護	151,306	149,347	148,973	148,681	140,617
短期入所療養介護（老健）	38,562	38,584	38,584	37,846	37,109
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	183,545	184,758	184,372	184,810	178,631
特定福祉用具購入費	9,197	9,197	9,197	9,197	8,839
住宅改修費	14,534	14,534	14,534	13,488	10,214
特定施設入居者生活介護	87,298	84,341	84,341	89,457	87,890
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3,051	3,052	5,231	43,630	42,983
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	359,511	363,652	364,578	365,162	344,714
認知症対応型通所介護	28,915	28,931	28,931	28,931	27,862
小規模多機能型居宅介護	286,948	287,107	331,274	349,188	332,103
認知症対応型共同生活介護	227,020	226,893	247,330	274,058	260,682
地域密着型特定施設入居者生活介護	65,847	65,883	65,883	68,354	68,354
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	67,846	67,883	67,883	67,883	67,883
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設	1,175,105	1,175,420	1,174,639	1,170,176	1,142,026
介護老人保健施設	1,042,370	1,042,949	1,042,949	1,052,757	1,024,790
介護医療院	0	0	0	4,242	4,242
介護療養型医療施設	10,133	10,139	10,139	-	-
(4) 居宅介護支援					
	292,290	294,062	293,050	293,291	280,584
合計	5,613,450	5,624,969	5,691,885	5,762,614	5,549,640

③総給付費の見込み

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
	計画	計画	計画	参考	参考
総給付費（合計）	5,683,623	5,694,787	5,764,697	5,838,671	5,620,518
在宅サービス	3,003,560	3,016,833	3,067,087	3,106,028	2,959,570
居住系サービス	384,609	381,563	402,000	437,585	422,007
施設サービス	2,295,454	2,296,391	2,295,610	2,295,058	2,238,941

5 介護保険料

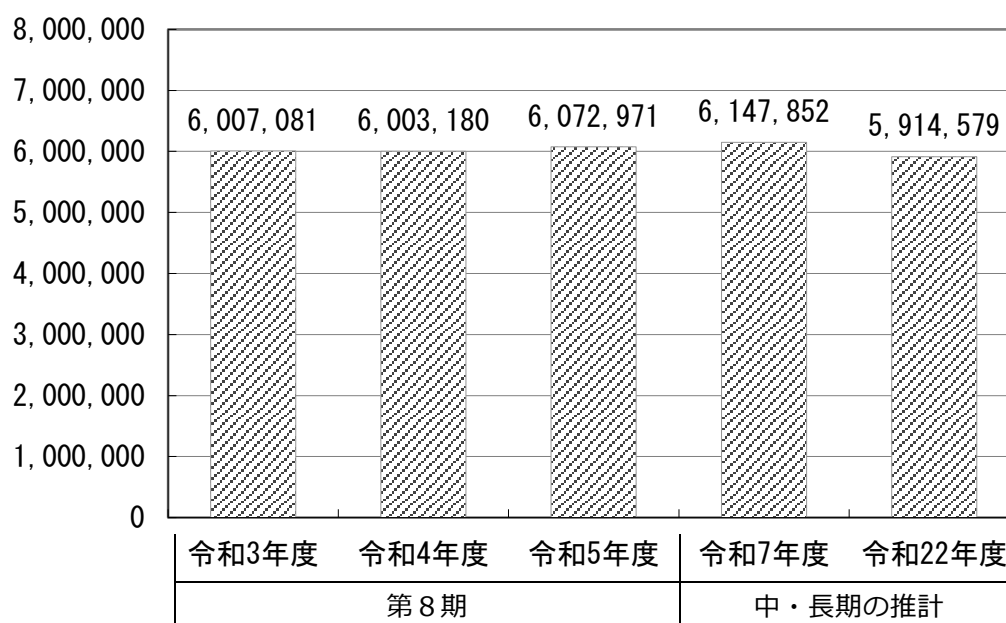
(1) 介護保険料算定に関わる標準給付費等の見込み

(単位：千円)

	合計	第8期			参考	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
標準給付費見込額	18,083,232	6,007,081	6,003,180	6,072,971	6,147,852	5,914,579
総給付費	17,143,107	5,683,623	5,694,787	5,764,697	5,838,671	5,620,518
特定入所者介護サービス費等給付額	540,534	190,115	175,253	175,166	175,715	167,388
高額介護サービス費等給付額	356,084	118,987	118,577	118,520	118,890	113,253
高額医療合算介護サービス費等給付額	30,031	10,006	10,013	10,012	10,000	9,000
算定対象審査支払手数料	13,476	4,350	4,550	4,576	4,576	4,420
地域支援事業費	796,222	261,282	263,270	271,670	240,123	188,851
介護予防・日常生活支援総合事業費	469,762	152,462	154,450	162,850	142,711	108,706
包括的支援事業・任意事業費	300,000	100,000	100,000	100,000	89,163	71,896
包括的支援事業(社会保障充実分)	26,460	8,820	8,820	8,820	8,249	8,249
市特別給付費等	0	0	0	0	0	0
保険料収納必要額	4,040,423				1,486,608	1,543,562
予定保険料収納率	98.0%				98.0%	98.0%

標準給付費見込額の見込み

(単位：千円)



（２）介護給付費の財源

介護保険費用全体から利用者負担（１割から３割）を除く給付費を、第１号・第２号被保険者の保険料で５０％、国・県・市で５０％負担する仕組みとなっています。

被保険者負担割合は、第１号被保険者が２３％、第２号被保険者は２７％です。

介護給付費の財源

65歳以上（第１号被保険者）の保険料	40～64歳（第２号被保険者）の保険料 社会保険診療報酬支払基金	国庫負担	県負担	市負担
23%	27%	25%	12.5%	12.5%

保険料（50%）		公費（50%）		
----------	--	---------	--	--

（３）介護保険料の設定

本市は、所得段階を国の標準９段階からさらに細分化した１４段階とし、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行います。

給付費の推計に基づいて、第１号被保険者の３年間の保険料収納必要額を試算すると、約４１億円となりますが、介護保険事業財政調整基金の一部を取り崩し、介護保険料の上昇を抑制します。

また、公費による低所得者の保険料軽減を行い、公費投入後の第１段階保険料及び第２段階保険料の基準額に対する割合をそれぞれ０．０５軽減します。

第１号被保険者の介護保険料基準額（実績・計画・見通し）

	（参考）第７期 （平成３０～３２年度）	第８期 （令和３～５年度）	令和７年度 （中長期的な見通し）	令和２２年度 （中長期的な見通し）
月額	５,２００円	５,４５０円	６,２４７円	８,０４４円
年額	６２,４００円	６５,４００円	７４,９６４円	９６,５２８円

第8期介護保険料

住民税要件	第8期（令和3～5年度） 基準月額：5,450円				年度 平均 人数 （人）
	基準所得等条件	所得 段階	基準額に 対する割合	年額 （円）	
世帯非課税	生活保護／老齢福祉年金受給者／公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円以下	1	0.30	19,620	4,182
	公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円超え120万円以下	2	0.50	32,700	1,643
	公的年金等収入と合計所得金額の合計が120万円超え	3	0.65	42,510	1,406
本人世帯非課税	公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円以下	4	0.90	58,860	3,480
	公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円超え	5 基準	1.00	65,400	2,685
本人課税	合計所得金額120万円未満	6	1.20	78,480	4,086
	合計所得金額120万円以上160万円未満	7	1.25	81,750	1,548
	合計所得金額160万円以上210万円未満	8	1.40	91,560	1,168
	合計所得金額210万円以上270万円未満	9	1.50	98,100	659
	合計所得金額270万円以上320万円未満	10	1.60	104,640	343
	合計所得金額320万円以上370万円未満	11	1.70	111,180	222
	合計所得金額370万円以上420万円未満	12	1.80	117,720	153
	合計所得金額420万円以上500万円未満	13	2.00	130,800	172
	合計所得金額500万円以上	14	2.20	143,880	391

6 介護保険制度運営の充実

(1) 介護給付適正化

介護給付を必要とする利用者を適切に認定し、真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供できるようにするため、さまざまな場面における点検を行い、適切な利用を促進します。

主な取組	事業内容	担当課・機関
要介護認定の適正化	指定居宅介護支援事業者、施設、または介護支援専門員が実施した認定調査の内容について、市職員等が訪問または書面等の審査により全件点検し、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。	高齢者福祉課
ケアプランの点検	介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者からの提出または訪問調査等により、市職員等の第三者がその内容等の点検及び支援を行い、個々の利用者が真に必要とするサービスの確保に努めます。	高齢者福祉課
住宅改修などの点検	居宅介護住宅改修費の申請及び完了時に、書面、写真による実態の確認、適正な工事内容であるかの審査を行います。必要に応じ、施工前又は施工後に訪問調査等により施工状況の点検を行います。 福祉用具利用者に対しても、必要により訪問調査等により、福祉用具の必要性や利用状況等を点検します。	高齢者福祉課
医療情報との突合・縦覧点検	後期高齢者医療保険及び国民健康保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。 受給者ごとに複数月にまたがる支払状況（請求明細書の内容）を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行います。	高齢者福祉課
介護給付費通知	利用者本人、または家族に対して、サービスの請求状況及び費用等について通知し、適切なサービス利用の普及啓発を行います。	高齢者福祉課

◇実施状況と計画

取組名 \ 年 度	平成30年度	平成31 (令和元) 年度	令和2 年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定調査状況の点検実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
ケアプランの点検	-	-	-	5 件	10 件	15 件
住宅改修などの訪問調査	4 件	1 件	2 件	5 件	5 件	5 件
医療情報との突合・縦覧点検	12 回/年	12 回/年	12 回/年	12 回/年	12 回/年	12 回/年
介護給付費通知	3,016 件	3,092 件	1 回/年	1 回/年	1 回/年	1 回/年

(2) 低所得者等の負担軽減

低所得者や災害等やむを得ない事情がある方に対し、利用料・保険料の減免などの支援があります。各種制度については、ケアマネジャー・サービス提供事業者等に積極的に周知を行うとともに、市の窓口において十分な相談対応を行います。

また、社会福祉法人との連絡調整を密に行い制度を適正に活用し、生活保護制度を主管する社会福祉室との相互連携を図りながら、誰もが安心してサービスを受けられる体制を整えます。

主な制度	制度内容
介護保険料の猶予・減免	災害等の特別な事情により、一時的に介護保険料の負担能力の低下が認められるような場合は、介護保険料の減免あるいは徴収を猶予します。
特定入所者介護（支援）サービス費の支給	市民税非課税世帯の方や生活保護受給の方は、介護施設やショートステイの利用に係る居住費（滞在費）・食費の負担を軽減します。
高額介護（介護予防）サービス費の支給	自己負担額のうち、所得等の状況に応じて定められた上限額を超えた額を支給します。
高額医療合算介護（介護予防）サービス費	介護保険と医療保険を利用した場合の自己負担額を合算して年間の限度額を超えた額を支給します。
社会福祉法人等による利用者負担軽減制度	所得が低く生計が困難である方を対象に、社会福祉法人等が利用者負担を軽減します。
高齢夫婦世帯等の居住費・食費の軽減	利用者負担第4段階の場合でも、高齢夫婦2人暮らしで一方が個室に入った場合に、在宅で生活される配偶者の収入が一定額以下となる場合などには、居住費・食費を引き下げます。
利用料を支払った場合に生活保護の適用となる方の負担軽減	本来適用すべき利用者負担段階とした場合に生活保護が必要となり、それより低い利用者負担段階であれば生活保護を必要としなくなる場合には、低い利用者負担段階に該当するものとし、負担軽減を行います。

資料編

1 銚子市介護保険事業等運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、銚子市介護保険条例(平成12年銚子市条例第11号。以下「条例」という。)第10条の2第7項の規定により、銚子市介護保険事業等運営協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議の議事については、その概要、出席委員の氏名その他の必要な事項を記載した会議録を作成するものとする。

(専門部会)

第4条 条例第10条の2第5項の規定による専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

2 専門部会に、部会長及び副部会長各1人を置く。

3 部会長及び副部会長は、会長が指名する。

4 部会長は、会務を総理し、会議の調査審議の経過及び結果を必要に応じ協議会に報告するものとする。

5 前条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第5条 協議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係資料等の提出を求めることができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月28日規則第6号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

※ 本規則は、令和3年3月31日をもって廃止し、銚子市附属機関の設置等に関する条例へ移行。

2 銚子市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(目的)

第1条 本市の地域包括支援センター（以下「センター」という）の適切な運営、及び中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、銚子市地域包括支援センター運営協議会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。

ア センターの担当する圏域の設定

イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更

ウ センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施

エ センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所

オ その他、委員会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要と判断した事項

(2) センターの運営に関すること。

ア 委員会は、毎年度ごとに、センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

(イ) 当該年度の計画書及び収支予算書

(ロ) 前年度の事業報告書及び収支決算書

(ハ) その他、委員会が必要と認める書類

イ 委員会は、ア(イ)の事業報告書によるほか、次に掲げる点を勘案して必要な基準を作成した上で、定期的に又は必要な時に、事業内容を評価するものとする。

(イ) センターが作成するケアプランにおいて、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに隔りがないこと。

(ロ) センターにおけるケアプランの作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘導していないこと。

(ハ) その他、委員会が必要と判断した事項

(3) センターの職員の確保に関すること。

(4) その他、地域包括ケアに関する事項であって、委員会が必要と判断した事項。

(委員)

第3条 委員は、銚子市介護保険事業等運営協議会（以下「運営協議会」という。）の委員をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、運営協議会の会長及び副会長をもって充てる。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、委員会の議事の概要及び出席者を記載した会議録を調整し、議事録に署名を行う。

(秘密の保持)

第6条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、高齢者福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

3 銚子市地域包括ケアシステム推進会議の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと住み続けるために必要な包括的なケアが受けられるシステム（以下「地域包括ケアシステム」という。）構築に向けて、行政及び保健・医療・福祉・介護等の関係機関が相互に連携を強化し、地域包括ケアシステムの在り方を協議するため、銚子市地域包括ケアシステム推進会議（以下「推進会議」という。）を設置するにあたり、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域包括ケアシステムに係る住まい・医療・介護・予防・生活支援のサービスの基盤整備、事業推進、サービス提供等に関すること。
- (2) 地域包括ケアシステム構築のためのニーズや社会資源等の掌握に関すること。
- (3) 地域包括ケアシステムに係る住まい・医療・介護・予防・生活支援のサービスの各分野相互のネットワーク構築等に関すること。
- (4) その他、地域包括ケアシステムの推進に関すること。

(委員)

第3条 委員は、銚子市介護保険事業等運営協議会の委員をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に、会長、副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事については、その概要、出席委員の氏名その他の必要な事項を記載した会議録を作成するものとする。

(専門部会)

第7条 第2条に規定する推進会議の所掌事項に関する具体的な事項について検討及び進捗管理するため専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、部会長及び副部会長各1人を置く。
- 3 専門部会長は、会務を総理し、会議の調査審議の経過及び結果を必要に応じ、推進会議に報告するものとする。
- 4 前条の規定は、専門部会に準用する。この場合において、同条中「推進会議」とあるは「専門部会」と、「会長」とあるは「部会長」と読み替えるものとする。

第8条 推進会議及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は関係資料等の提出を求めることができる。

第9条 推進会議及び専門部会の事務を処理するため、高齢者福祉課に事務局を置く。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年5月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

4 銚子市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

(目的)

第1条 本市の地域密着型サービスの適切な運営を図るため、銚子市地域密着型サービス運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地域密着型サービスの指定基準・介護報酬の設定に関すること。
- (2) 地域密着型サービス事業者の指定等に関すること。
- (3) 地域密着型サービスの質の確保、運営評価に関すること。
- (4) その他の地域密着型サービスに関すること。

(委員)

第3条 委員会は、銚子市介護保険事業等運営協議会（以下「運営協議会」という。）の委員をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、運営協議会の会長及び副会長をもって充てる。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、委員会の議事の概要及び出席者を記載した会議録を調整する。

(秘密の保持)

第6条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、高齢者福祉課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

5 銚子市介護保険事業等運営協議会委員名簿

任期：令和2（2020）年4月28日～令和5（2023）年4月27日（3年間）

番号	氏 名	選出団体等	備考
1	すずき みのる 鈴 木 稔	被保険者の代表者	
2	たかはし れいこ 高 橋 玲 子	千葉科学大学	副会長
3	いずみ ひでのぶ 泉 英 伸	千葉県弁護士会	
4	こめたに れいこ 米 谷 礼 子	千葉県海匠健康福祉センター	
5	こだま やすはる 兒 玉 泰 治	一般社団法人 銚子市医師会	会長
6	たしろ いくこ 田 代 育 子	社団法人 千葉県薬剤師会 銚子支部	
7	あつた もりまさ 熱 田 衛 政	銚子市歯科医師会	
8	みやうち くにあき 宮 内 邦 明	銚子市民生委員児童委員協議会	
9	たかやす かずこ 高 安 和 子	銚子市保健推進員 食生活改善推進員協議会	
10	とよだ じゅんいち 豊 田 純 一	社会福祉法人 銚子市社会福祉協議会	
11	すずき かずお 鈴 木 一 男	銚子市身体障害者福祉連合協議会	
12	おざわ としまさ 小 澤 利 政	特定非営利活動法人 ナルク銚子（くろしお）	
13	いとう まさこ 伊 東 昌 子	てうしケアマネくらぶ	
14	すごう ひさこ 菅 生 久 子	社会福祉法人 讃寿会	
15	しいな まさお 椎 名 正 夫	社会福祉法人 恵和会	
16	すずき まりこ 鈴 木 真 理 子	社会福祉法人 銚子市社会福祉事業団	
17	みやざわ みつこ 宮 澤 美 津 子	特定非営利活動法人 千葉健康生きがい支援ネット	

6 計画の策定経過

銚子市介護保険事業等運営協議会

項目	実施日	議 題
第 1 回	令和 2 年 6 月 25 日	○令和 2 年度介護保険事業等運営協議会開催実施計画について ○高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画について（第1回） ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果について ○令和元年度地域包括ケアシステム推進計画実績報告及び令和2年度計画（案）について ○令和元年度地域包括支援センター事業報告及び令和2年度事業計画（案）について ○指定居宅介護支援事業者の指定について
第 2 回	令和 2 年 8 月下旬 （書面開催）	○第7期介護保険事業計画の進捗状況について ○高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画について（第2回） ・在宅介護実態調査結果について
第 3 回	令和 2 年 10 月 29 日	○高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画について（第3回） ・介護サービス事業所等実態調査結果について ・施設整備の方向性について ○地域密着型サービス事業所の指定の承認について
第 4 回	令和 2 年 12 月 17 日	○高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画について（第4回） ・素案について ・介護施設整備検討について ・介護保険料算定について
第 5 回	令和 3 年 2 月 4 日	○高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画（最終案）について（第5回） ○地域密着型サービス事業所の指定について

銚子市
高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

令和3年3月

発行：銚子市
編集：銚子市 高齢者福祉課
千葉県銚子市若宮町1-1
電話 0479-24-8181（代表）